



常盤小学校 稲刈り体験
みんなで収穫、実りの秋

8.20 長寿100歳おめでとうございます



場所：特別養護老人ホームさんふじ

中田ヨツさんの100歳を祝い、町から長寿顕彰状と長寿祝い金が贈られました。中田さんは大正15年に生まれ、若い頃はりんご農家として働きました。足腰も丈夫で元気に歩き、話も上手で、いつも周囲を和ませています。中田さんは「110歳まで生きたい」と話していました。

8.28 平和の誓いを胸に



場所：ふれあいずーむ館

令和8年度戦没者追悼式が開催され、遺族の方々と町内の団体代表者が参列し、先の大戦で犠牲になった方々に献花するとともに、平和への祈りを捧げました。棚内町長は「犠牲の上に私たちが享受する平和と繁栄があることを深く噛みしめ、平和で希望に満ちあふれる新たな時代を創り上げていくことを誓います」と追悼の言葉を述べました。

9.11 明徳中 ヘルメット着用モデル校に



場所：明徳中学校

明徳中学校（対馬俊一校長）において弘前警察署（飯塚幸教署長）から「自転車ヘルメット着用モデル校」の指定書が交付されました。モデル校は、自転車乗車用ヘルメットの着用促進や自転車の安全利用に取り込む中学校及び高等学校を対象として青森県警が指定するものです。生徒会長の古川恭嘉さんは「今回の指定をきっかけに、自転車の安全利用につなげていきたい」と話していました。

9.12 長寿をお祝い



場所：町文化センター

令和8年度長寿顕彰式 健老の集いが開催され、町の最高長寿109歳の齋藤リヨさん（福館）をはじめとする長寿顕彰者147名とダイヤモンド婚22組、金婚63組の方々が表彰されました。健老の集いでは、詩吟や剣舞、チアリーディング部によるパフォーマンスが披露され、出席した方々を楽しませていました。

9.14 健康づくり活動で表彰



場所：役場応接室

9月4日、県健康づくり事業功労者等表彰及びあおり健康づくり奨励賞表彰式が行われ、町健康推進員会会長の横山恵子さんが県健康づくり事業功労者等表彰を受けました。横山さんは長年、町健康推進員として地域の健康づくりの推進に貢献されました。9月14日には町長を表敬訪問し、受賞の喜びやこれまでの活動について報告しました。横山さんは「これからも地域の皆さんの健康づくりのお手伝いをしていきたい」と今後の抱負を述べていました。



全国・東北大会出場おめでとう！



各競技の児童・生徒たちをご紹介します！



第34回全国中学生なぎなた大会
男子個人の部 第3位
藤崎中2年 小山内 元歩さん



第39回全日本小学生相撲優勝大会
東北ブロック予選会4年生以下の部 第2位
常盤小3年 伊藤 生秤さん【全国大会出場】



第47回東北中学校陸上競技大会

総合優勝

共通100mH 第2位 藤崎中3年 村上 莉世愛さん

共通4×100mR 第2位

藤崎中3年 中村 陽菜さん、安田 七海さん、
神 リリアさん、村上 莉世愛さん

低学年4×100mR 第2位

藤崎中2年 神 こころさん、小倉 那々花さん

藤崎中1年 宮川 愛莉さん、成田 愛笑さん

第53回全日本中学校陸上競技選手権大会

共通100mH B決勝進出 藤崎中3年 村上 莉世愛さん

第57回U16陸上競技大会青森県予選会 兼ライジングスター記録挑戦会

U16女子100mYH 第1位

藤崎中3年 村上 莉世愛さん

U16女子ジャベリックスロー 第1位

藤崎中3年 成田 美瑠さん

【上記2名ジュニアオリンピックカップ出場】

第47回東北中学校相撲大会

団体 第1位 明徳中3年 高木 颯芽さん、藤田 隼榮さん

個人3年の部 第1位 明徳中3年 高木 颯芽さん

第5位 明徳中3年 藤田 隼榮さん

第56回全国中学校相撲選手権大会

団体 第3位 明徳中3年 高木 颯芽さん、藤田 隼榮さん



ふじワン
グランプリ
2026

★グランプリ
★準グランプリ をご紹介！

グランプリ アントルメ佐藤菓子店
バスクチーズケーキ 500円(税込)



スペイン・バスク地方発祥の、高温で一気に焼き上げる濃厚なチーズケーキ。外側は香ばしく、中はとろとろクリーミーな食感です。マイヤーレモンが爽やかなアクセントを添える、贅沢な味わいをお楽しみください。

準グランプリ 藤翔製麺

ふじちゃん油そば 1,000円(税込)



藤崎町産のにんにくをアクセントに、人気の「ちゃん系ラーメン」を油そばにアレンジした一品。自家製麺ならではのもちもちとした食感と豊かな風味を楽しめます。9月・10月限定販売です！ぜひこの機会にご賞味ください。

会期 9月1日～11日〈11日間〉

令和8年第3回 議会定例会

令和8年9月1日から11日まで、令和8年第3回藤崎町議会定例会が開かれ、発議2件、報告2件、議案17件について審議され、原案通り可決し、閉会しました。



▼ 審議された議案の案件及び内容

- | | |
|-----------|--|
| 発議 | <ul style="list-style-type: none"> ・西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書案 ・国民の主食であるコメの安定生産と米価暴落阻止を求める意見書案 |
| 報告 | <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度藤崎町健全化判断比率の報告の件 ・令和7年度藤崎町資金不足比率の報告の件 |
| 議案 | <ul style="list-style-type: none"> ・藤崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例案 ・藤崎町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例案 ・藤崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 ・藤崎町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例案 ・藤崎町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 ・藤崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 ・令和8年度藤崎町一般会計補正予算（第3回）案 ・令和8年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2回）案 ・令和8年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）案 ・令和8年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第2回）案 ・令和8年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第2回）案 ・令和7年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件 ・令和7年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件 ・令和7年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件 ・令和7年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件 ・令和7年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるの件 ・令和7年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるの件 |

補正 予算

一般会計

町税の当初賦課額の確定、補助金等の内示や今年度事業の実施見込みによる事業費の増減、決算確定に伴う繰越金処理などを中心としたもので、歳入歳出とも6,930万2千円を追加しました。

特別会計

- ・国民健康保険（事業勘定）特別会計
歳入歳出とも7,329万1千円追加
- ・後期高齢者医療特別会計
歳入歳出とも1,387万9千円追加
- ・介護保険（事業勘定）特別会計
歳入歳出とも8,331万3千円追加

公営企業会計

- ・下水道事業会計
収益的収入及び支出
収入支出とも348万円追加

一般質問

相馬 勝治 議員

誠志会



選挙事務について



（1）当町における町長及び町議会選挙の投票事務の見直しの考えはあるのか



（1）選挙事務について、長時間勤務による従事者や立会人の人員確保が困難であること、人員の長時間勤務に伴う財政負担や有権者の投票機会の確保、立候補者情報の提供に関する体制づくり、選管

兼務職員の平常業務との両立なども課題となっています。加えて、有権者の投票に関する意識や働き方に関する意識の変化など、環境の変化への対応が必要です。選挙管理委員会では、投票時間の短縮や投票所の再編成、電子投票の導入などを中心に検討しており、今後も県内外の自治体の事例を参考にしながら、議論を深めていく予定です。

旧藤崎校舎の現状について



（1）リンゴカ及びアクアポニックスタウンの利用状況はどうなっているのか

一般質問

Q (1) 令和7年度のリンゴカの利用状況は、1階のリンゴカミュージアムの来館者が5,508人、多目的室の利用者が542人、食品加工室の利用者140人となっています。2階及び3階は、障がい者就労継続支援B型のサービスを提供し、きのこ栽培などを行っています。また、廃校を利活用した農福連携の取組に関する行政視察の申込みも多く14件の視察がありました。アクアポニックスタウンの利用状況は、6月のオープン後、アクポニカフェの来客数は1,403人、売上1,011,722円、アクポニ農園の体験ツアーは7月から毎週土曜日に実施しており、7月は申込3件、参加者30人、売上10,200円となっています。

職員の体制について

Q (1) 勤務時間の管理はどの様に行っているのか

A (1) 職員の出退勤管理は、勤怠管理システムの導入により電子的に管理を行っています。これにより、課ごと・係ごとの時間外勤務状況が容易に把握でき、職員の長時間労働の管理と抑制に役立つほか、休暇や各種手続きの申請・許可がシステム上で完結し、DXやペーパーレスの推進、押印の見直しが実施され、業務の改善が図られています。

役場駐車場の雪対策について

Q (1) 老人福祉センターの温泉を使った融雪の考えはないか

A (1) 役場駐車場の冬季除排雪は委託業者により行われています。温泉を活用した融雪については、新たな源泉の掘削を進めていますが、安定的な湯量の確保が確認されていないため、掘削状況及び活用の可否を見定めた上で判断する予定です。

行政問題について

Q (1) 町長の町づくりに対する基本理念を伺うものです

A (1) 「幸せを実感できる、子どもたちの笑顔あふれるまちづくり」を念頭に、3つの理念「対話が、幸せの出発点」、「暮らしの実感を大切に」、「町民と一緒に作る町」と4つの柱「子育て・福祉政策」、「教育政策」、「農業・商工業政策」、「防災・減災政策」を重視して推進します。町づくりは、社会情勢や意識の変化を考慮しながらタイムリーな結果指標に向けて努力を積み重ねていく必要があります。議員の皆さま、職員、町民との協働により実現してまいります。

五十嵐 忍 議員

町民クラブ



子育て支援について

Q (1) 障がい児福祉における所得制限は、「こども基本

法」の基本理念に反しているのではないかと。放課後等デイサービスの利用料を町が一部助成することはできないか。

(2) 病児・病後児・医療的ケア児の保育体制は現状どのようになっているか。

(3) 保育所等では3歳児以上は主食（米飯）を持参しなければならないが、給食で提供できないのか。

(4) 離婚家庭で養育費を受け取っているか把握できているか。法定養育費制度がスタートしたが、今までどう変わったのか。

A (1) 放課後等デイサービスの利用者負担は原則1割であり、負担上限額が定められているため、利用したサービス量にかかわらず、上限額以上の負担は生じません。こども基本法の基本理念は、すべての子どもが権利の主体として尊重され、安全に成長し、幸せに生きられる社会を実現することです。一方で、所得制限の考え方は、一定以上の所得がある世帯には相応の負担をしていただくものであり、どちらも必要な考え方です。放課後等デイサービスの自己負担や負担上限額については、国の障害福祉サービスの制度構築に関連して、国が考えるべきものと考えています。

(2) 町内の保育施設1か所において、平成28年4月から病後児対応型の事業を実施しており、近年は年間1名から2名の園児が利用しています。一方、病児対応型と医療的ケア児の保育体制については、利用状況の不安定さや相当の設備・機器が必要となるため、現状受け入れできる町内の保育施設がありません。そのため、近隣市町村が実施する病児保育事業や医療的ケア児保育支援事業を、藤崎町の幼児も利用できるよう広域連携により利用施設を確保しており、昨年度は1名が医療的ケア児保育支援事業を利用しています。

(3) 現在、町内の保育施設では、3歳児以上の園児については副食のおかず・おやつ等のみを施設が提供し、主食のごはん等は保護者の方に準備していただいています。一方、0歳児から2歳児までの園児については、主食及び副食ともに施設が提供しており、給食提供の形態が異なります。毎朝の炊飯と持参の準備は、保護者の負担となっていますが、主食の提供実現には施設側の意向が前提となるため、各施設の実情を把握した上で、導入の可否や支援について協議してまいります。

(4) 行政が養育費受給の有無を直接的に把握する仕組み

一般質問

みはありませんが、児童扶養手当の現況届やひとり親家庭等医療費の受給資格の更新時に、養育費に関する申告をしていただいていることから、多くの場合は養育費の受給を確認できています。令和8年4月1日に新設された法定養育費制度は、養育費の取り決めがなくても、取り決めるまでの間、子どもと暮らす親が他方の親へ、18歳未満の子ども1人につき月額2万円を請求できる暫定的・補充的な制度です。制度がスタートしたことにより、養育費の取り決めができていないから請求できないという状況が解消されたほか、先取特権が認められ、他の一般的な債権より優先して回収できるようになりました。町では、この制度をホームページ等で周知するとともに、県の養育費確保支援事業など関係機関と連携しながら、必要な支援が行き届くよう対応してまいります。

稲葉 由美 議員

拓例会

学校給食のさらなる充実について



Q (1) 給食費無償化後の成果と課題をどのように捉えているか。

(2) 現在の給食量は国の基準だけでなく、藤崎町の子どもたちの実態に合ったものと考えているか。

(3) 中学生や保護者から寄せられている意見をどのように把握しているか。

(4) 物価高騰による影響と、今後の対応についてはどうなっているか。

(5) 量だけでなく、満足感や栄養バランス向上のために工夫できることはあるか。

(6) 子どもたちや、保護者のアンケートを実施し、実際の声を今後の給食に反映させる考えはあるか。

(7) 中学生の給食量について、教育委員会は現在どのように評価しているか。

(8) 国や県の補助金を活用し、量や質を維持、向上できるのか。

A (1) 令和6年10月に創設された青森県学校給食費無償化等子育て支援市町村交付金の活用により、当町は給食費の完全無償化を実現し、子育て世帯の教育費の負担軽減が実現できています。当該交付金は、給食費の無償化のほか、保育所等の副食費の無償化、高校生世代までの医療費無償化の拡大など、様々な子育て支援の充実に活用されています。

(2) (7) 当町の給食における給与栄養目標量は、国の基準を基に、町内児童生徒の身長・体重データを加味して算出したエネルギー量を基準として献立を作成し

ており、実態に合ったものであり、量についても適正と評価しています。

(3) (6) 令和6年度に小中学校の児童生徒を対象にした給食・食育アンケート、栄養教諭による食に関する指導授業での意見のほか、保護者が参加した給食試食会でのアンケート、学校給食運営協議会のPTA代表の方の意見などを献立作成や給食の提供に活用しています。

(4) 令和8年4月から給食費の単価を引き上げたことで、賄材料費の予算が十分に確保され、給食の質が維持されています。今後も物価高騰の状況が続くと見込まれますが、価格を抑えた食材の活用や献立の工夫など、必要な栄養摂取基準を満たした給食の提供を継続してまいります。

(5) 量及び栄養バランスについては、日々工夫して給食の提供を行っており、今後も食育の意義を大切にしながら、地元産の食材や旬の食材、特色ある食材を取り入れた献立により、児童生徒の満足感の向上に努めてまいります。

(8) 令和7年度は国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に伴う保護者の負担を増やすことなく質を保った給食を提供してきました。また、県産食材活用推進費補助金を活用し、地域の産業や食に対する興味・関心を向上させるとともに、心身の健やかな成長を育む「食育」につながる取組も行いました。今年度は、給食費の改定により安定した収支状況となっておりますが、今後も様々な補助金等の情報収集に努めながら、栄養バランスのとれた安全安心な給食の提供に努めてまいります。

高齢者が安心して暮らし続けるための支援について

Q (1) 現在の高齢者向け除雪支援制度について

(2) 制度を利用していない高齢者について

(3) 親族がいるという事で支援が必要ないとは限らないのではないかと。

(4) 今年1月の大雪を踏まえた今後の対応について

(5) 除雪を通じて高齢者の見守りにつなげることにについて

(6) 町長の所見を伺う。

A (1) 高齢者世帯等除雪援助事業の対象者は、70歳以上の一人暮らしもしくは二人とも70歳以上の高齢者夫婦で、町内に直系二親等以内の親族がいない世帯が対象となります。内容は、自宅玄関から公道までの通路を除雪するもので、12月から翌年3月までの冬期間のうちに5回を限度に無料で除雪を行うものですが、この冬は大雪により豪雪対策本部を設置したことから、回数を10回増やし、15回までとしました。利用実績は、延べ利用者数128人、利

用回数291回となっています。今回は大雪による災害救助法の適用を受けて屋根の雪下ろしを行いました。町が柔軟に雪下ろしに対する支援ができないかという課題が生じています。

(2) 除雪援助事業の利用には申請が必要であり、前年度利用者には民生委員が訪問して意向確認を行い、申請支援をしています。制度を利用していない方への周知活動として、広報紙掲載や町社会福祉協議会のサロン活動や昼食会でのアナウンス、民生委員による高齢者への声がけなどを行っており、今後も幅広く、また積極的に取り組んでまいります。

(3) 町内に親族がいる場合でも一律に却下するものではなく、親族が病氣療養しているなど個別具体的な理由を把握して判断しているほか、町外の親族は要件確認の対象とはなっていません。また、親族の有無にかかわらず、町社会福祉協議会に除雪などの冬期間における困り事の相談を受けた場合は、関係機関と協議・調整しながら、必要に応じて介護保険サービスの利用、外出支援のタクシー利用助成制度など、必要な支援を提案しています。

(4) 令和8年2月2日に災害救助法の適用を受け、高齢者等住宅10軒の屋根の雪下ろしを実施しています。雪下ろしに関する問い合わせ等は41件ありましたが、災害救助法の適用により屋根の雪下ろしを実施するためには、高齢者等のみの世帯であることのほか多くの要件があり、そのすべての要件に該当する必要があります。町はこれまで屋根の雪下ろしについての支援策がなかったため、今後の大雪を想定し、雪下ろしへの支援制度の創設が必要と考えており、本定例会の補正予算案において助成金の関係予算を計上しています。

(5) 除雪援助事業において除雪以外の困り事を把握した場合、福祉課と町社会福祉協議会、地域包括支援センターが定期的に開催しているネットワーク会議で共有し、関係機関ごとの支援内容を協議し、高齢者の困り事に応じた対応をしています。また、高齢者の見守り体制については、民生委員が一年を通して地域の要支援者の情報を収集し、町へ連絡しているほか、福祉課と町社会福祉協議会では、サロン活動や介護予防事業を通じて、情報の収集と共有を図っており、今後より緊密な協力体制づくりに努めてまいります。

(6) 高齢者の除雪援助を通じて見守りを充実させていくことは、「暮らしの実感を大切にする町政」や重点政策の一つとしての「子育て・福祉政策」にも合致するものです。そのためには、新制度の構築だけでなく、既存制度の見直しや改善、事業同士の結びつけなど創意工夫をこらして、必要な支援につなげていくことを目指していきたいと考えています。また、「対話を重視した町政」を掲げており、困り事は直接住民の方から伺うことで、ニーズを適切に把握したいと考え

ています。いきいき手形や外出支援のタクシー利用助成制度、また除雪援助事業や今後の雪下ろし支援、さらには介護予防事業など、各事業の状況把握をできるだけ集約し、関係機関がより緊密に連携できるよう体制強化に努めてまいります。

榊 孝雄 議員

オール藤崎



藤崎町各小中学校の プール授業について

Q (1) 全国的に、水難事故が多発しているが現在藤崎町では各小中学校の水泳授業をどのように実施しているのか。

(2) 猛暑や悪天候などによって水泳授業が中止・変更になった場合、授業時間や学習内容をどのように確保しているか。

(3) 中学校では両校ともにプールが無い。小学校から借りるなど中学校でのプール授業について町の考えを問う。

A (1) 各小中学校では、学習指導要領に基づき、低学年は「水遊び」、中・高学年は「水泳運動」を水泳授業として実施しています。さらに、昨年度は水難事故への対応力を身につけるため「安全確保につながる運動」として、すべての小学校で「着衣泳学習」を行っているところです。また、「水泳の事故防止に関する心得」も各学年に合わせた内容で指導しています。

(2) 猛暑や悪天候により水泳学習ができない場合でも、予備日等を設定した水泳学習日程を計画、実施することで、水泳の授業時数の確保に努めています。

(3) 両中学校には現在プール施設がないため、実技を伴わない「座学」により、水泳の授業を行い、水難事故から身を守るための力を育てる学習で対応しているところです。小学校のプールを活用しての水泳授業の実施については、移動手段の確保や安全管理体制の構築など、解決しなければならない課題があるため、現在のところ実施は難しい状況にあります。

小学校陸上記録会について

Q (1) どのような経緯で廃止になってしまったのか。

(2) 児童の体力向上、運動習慣の定着、各小学校との交流、競争心を育てるなど、今の子どもたちに必要な行事だと思っているが教育委員会ではどのような結論に至っているのか。

一般質問

A (1) 廃止に至る経緯は、児童の負担軽減、教職員の働き方改革、近隣市町村の実施状況などを総合的に検討した結果となっています。

(2) 児童の体力向上には日常的に体を動かす機会を増やし習慣化することが重要であり、また競争心は児童が運動に取り組む際の目標設定や、自分の力を伸ばすための意欲につながる重要な要素であると考えています。そのため、学校では、体育の授業、運動会やマラソン記録会などの学校行事により、児童が集団の中で認め合い、協力し合い、時には競い合う活動を通じて、体力向上はもちろん、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を高めるよう指導に努めることで、子どもたちの成長につながるものと考えています。

ICT教育について

Q (1) タブレットなどのICT機器を活用した授業をどのように充実させていく予定なのか。

(2) 藤崎町では一人一台のタブレット端末が整備されているが児童生徒の学力にどのような効果が表れているか。また、その効果をどのような方法で検証しているのか。

(3) 町内の小学校ではAI型デジタルドリルはどの程度活用されているか。

(4) AI型デジタルドリルを活用することで、児童生徒の学習意欲や学力向上にどのような変化があったか。

A (1) 現在、町内全ての小中学校において全クラスに電子黒板を配備するとともに、全児童生徒に対しタブレット端末を貸与しています。具体的には、電子黒板とタブレット端末の連携により画面を共有し、双方向にコミュニケーションを取りながら、児童生徒の授業への参加意欲を高め、「分かる授業」の実施に努めています。今後も、ICT機器を活用した学習環境の整備を進めるとともに、児童生徒一人ひとりが「主体的に学習に取り組む」授業づくりのため、授業支援ツールをより有効に活用し、教職員のスキルアップに努めてまいります。

(2) 学習意欲や集中力が向上し、意欲的に学習に取り組む児童生徒が増えていることが確認されていますが、現在のところ、効果や検証を行っていない状況です。今後は、全国学力・学習状況調査等の結果分析のほか、児童生徒の学習状況の観察等を通じて、タブレット導入による学習効果を検証し、授業改善に取り組み、児童生徒の学力向上につなげたいと考えています。

(3) (4) 現在、AI型デジタルドリルは町内全ての小中学校で導入しており、活用頻度は学校ごとに異なりますが、各学校において工夫しながら活用しています。AI型デジタルドリルの活用による学習意欲の向

上については、効果があるものと考えています。具体的には基礎・基本の定着を目指して、個人の苦手な部分をAIが解析し、復習や予習に導くことで、学力の向上や個別最適な学びの一助となっています。また、中学校ではテスト前に自分の苦手分野を中心に復習する生徒が増えたとも聞いており、今後も各学校の実践例を共有し、より有効な活用方法について検討してまいります。

奈良岡 文英 議員

町民クラブ

旧藤崎診療所の利活用について



Q (1) これまでの経緯について

① 庁内での検討内容はどのようになっているのか

② 建物の規模、耐震強度はどのようになっているのか

(2) 今後の活用方法について

① 子育て支援施設と教育委員会の利用について

② 解体して、新築する考えはないのか

③ 今後、新たな検討組織を立ち上げる考えはないのか

④ 解体新築の場合、財源の見通しは

A (1) ①② (2) ①②③④ これまでの経過について、従前の一般質問の答弁で説明している有利な財源の有無について幾つかの可能性を探ってきたところですが、役場庁舎に係る改修や建て替えに関しては、庁舎単体での有利な財源は少なく、より多くの財源を見出すことは難しいものとなっています。現在絞り込んだ財源としては、都市再生関連の交付金やこども家庭センターの設置等により活用できる補助金、防災・減災機能の強化に活用できる起債などを見込んでいます。主となる都市再生関連の交付金については、立地適正化計画の策定が必須となるため、その作成の進捗に合わせ、準備を進める予定としています。解体新築とする場合、解体だけで3億円程度の経費が必要と見込んでいますが、交付金が活用できた場合、解体費用についても適用となり得ることから、建築費や維持経費のほか、解体経費や使用年数、活用目的や必要面積などを含めた総合的で合理的な対比を行い、改修と新築について最終判断していきたいと考えています。旧診療所の耐震強度については、新耐震基準により建築されていますが、詳細な構造強度調査においては、一部補強を要する箇所があるため、改修して使用する場合は、強度補強を行うことが必要となっています。当該診療所は昭和56年度に建設され、築40年以上経過していますが、平成21年度に大規模改修を

行っており、今後、長寿命化を行い、コンクリートを良好な状態で維持できれば、構造躯体の使用年数からみて、あと数十年ほどは使用可能であります。使用用途については、民教部門の包括的な相談支援体制の構築と強化を目指しており、可能な限り関係部署等の集約を図る予定としているほか、建物の合築又は別棟での防災・減災機能の追加を想定しているところです。今後は行財政改革部門に協議体を設ける予定ですが、内容や機能については概ね集約ができていることから、必要に応じ関係者等の意見を聞きながら検討を進めてまいります。

三上 道人 議員

拓令会

町のイベントについて

Q (1) 今年度、ながしこ・総決起大会・町民運動会が開催されなかったが、経緯と実情はどのようなになっているのか。

催されなかったが、経緯と実情はどのようなになっているのか。

(2) 来年度の開催についてはどのように考えているのか。

A (1) (2)「ながしこ合同運行」及び「町民運動会」は、国民スポーツ大会に関連した様々なイベントが時期的に重なることから中止としたところです。来年度以降は、参加団体の減少が顕著であり、開催内容の再検討が必要であるため、各実行委員会等において慎重に協議を重ね、開催の有無を決定し、周知してまいります。交通安全・生活安全・防火総決起大会については、ねぶた祭りや宵宮など地域の行事が重なることから、参加が負担になっている旨のご意見をいただき、開催の可否について検討を行い中止としたものです。今後について、コロナ禍以降、参加者が減少しており、啓発活動としての役割が限定的となってきたことから、それぞれの団体活動等において取組を強化・推進し、安全・安心な地域社会づくりを進めてまいります。

町の防災対策について

Q (1) 災害有事の際の備蓄状況は十分か。

(2) 避難所で使用予定の間仕切りやベットの段ボール製を使用しているが、水漏れや持ち運びに問題はないのか。

A (1) 町では、県の指針並びに町の人口規模及び想定避難者数に応じた数量を考慮し、計画的に段ボールベッドや間仕切り、毛布等の避難所運営に必要な物品、携帯用トイレ、紙おむつなどの衛生用品、

飲料水、食料品を備蓄しています。限りある財源の中で、備蓄品すべての充足率を満たすことは難しいですが、今後も県の指針等を参考にしつつ、順次整備を進めてまいります。

(2) 町で備蓄している間仕切りや段ボールベッドは、令和4年度の洪水被害時に実際に使用していますが、水漏れによる問題の発生や使用の際の不具合等は報告されておらず、大雨時の使用においても問題はないものと考えています。多発する自然災害に対応するべく、今後の入れ替えの際は、可能な限り最良のものを選択できるよう情報収集を行ってまいります。

除排雪対策について

Q (1) 融雪溝設置工事が終わった地域の歩道の除排雪状況は町の計画や構想通りになっているか。

(2) 西豊田地区をはじめとする住宅密集地での除排雪に苦慮しているが、個人での突き井戸融雪を推奨し設置補助する考えはあるか。

A (1) 融雪溝は、地域住民が投雪口に自ら投入し融雪するための施設であり、設置前の地域住民への説明において、各自の歩道の雪も融雪溝を使用して処理していただくことを前提として、その了承を得て設置しているものです。融雪溝が整備された歩道については、未整備地区との不公平性の解消等の観点から、原則として町は歩道の除排雪は行っておりません。利用者の事情によって十分に活用されていない面もありますので、引き続き町広報紙や町ホームページなどでご協力を仰ぎながら、地域住民の理解を深めてまいりたいと考えています。

(2) 住宅密集地での除排雪作業については、雪のやり場が少なく苦慮しているところですが、突き井戸融雪（地下水散水融雪装置）の設置については、地盤沈下や地下水枯渇のリスクがあることから、町が個人での突き井戸融雪を推奨することや設置に対して補助する考えはございませんので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

町内の神社（お宮）の在り方について

Q (1) 少子高齢化に起因するコミュニティの希薄化が進み、町内に点在する神社の維持・管理が難しい状況になっているが町として何らかのテコ入れは可能か。

A (1) 町内には神社に類すると考えられる大小様々な建物が20か所から30か所ほど存在すると認識しています。しかしながら、ご質問のテコ入れについては、大原則として、憲法において政教分離が定められ、公金を支出することが禁じられていま

一般質問

す。一部、文化財として保護すべき建物等に対して認められる事例が存在していますが、公的機関が公費により補助等を行うことは難しいものと考えています。

町の健（検）診について

Q (1) 特定健診やがん検診の受診率は向上しているのか。

(2) 国民健康保険以外の保険加入者でも、藤崎町民であればがん検診を受診できるが周知・認知は十分浸透しているか。

(3) 今年度から、子宮頸がん・乳がん検診の受診条件が見直され受診し易くなり、良い取り組みであると評価している。周知等の現状はどうなっているのか。

(4) 以前は触診による前立腺がんの検診も対象であったと認識している。罹患率の高い病気であるが、なぜどのタイミングで廃止になったのか。併せて、再度検診項目に組み入れる考えはあるか。

A (1) 町の特定健診の受診率は、令和元年度の約50%から、コロナ禍の影響などで令和2年度は約36%に落ち込みました。その後、令和6年度は46%まで回復しましたが、令和7年度は約43%と伸び悩んでいる状況です。令和7年度のがん検診の受診率について、胃がんは男性が約12%、女性が約20%、大腸がんは男性が約11%、女性が約17%、肺がんは男性が約11%、女性が約14%となっており、男女とも前年度とほぼ同じ状況であり、子宮頸がん及び乳がんは前年度より増加し、いずれも約26%となっています。町では、令和6年度から電話やウェブサイトでの申込みを可能にするとともに、働き世代を対象とした、がん検診の無料キャンペーンに取り組んでいます。さらに、今年度からは、どのがん検診を受けられるか一目でわかる内容の個別通知を発送するなど、受診しやすい環境づくりに様々な取り組みしており、今後も更なる創意工夫により、受診率向上に努めてまいります。

(2) 町のがん検診は国民健康保険以外の保険加入者でも、町民であればどなたでも受診できるものです。これは、加入している保険の種類に関係なく、ひとりでも多くの方にがん検診を受診していただきたいという考えによるものです。周知方法については、令和6年度に「健（検）診ガイドブック」をリニューアルした際に、町民であればどなたでも受診できる旨を表記し、さらに今年度は個別通知を対象者全員に送付するなど、周知の充実に努めているところです。今後も、がん検診が、町民の方であればどなたでも受診できるものであることを広く周知し、がん検診の重要性と必要性を知っていただけるよう努めてまいります。

(3) 子宮頸がん・乳がんの検診について、これまでは受診のタイミングを逃すと次に受診できるのが2年後になってしまうという課題があったため、受診機会を確保するための見直しを行い、その年に受診できなくても、翌年に受診できるようになったものです。周知については、「健（検）診ガイドブック」において、項目にして目立つように掲載しているほか、受けられるがん検診が一目でわかる個別通知を送付しており、受診対象者であれば、通知に基づき集団検診や医療機関での受診券を申込みできるものであり、受診しやすい流れとなるように取り組んでいるところです。

(4) 前立腺がんの検診は令和2年度から町の検診の対象外としており、これは国や県の方針に基づくもので、推奨すべきがん検診を胃がん・大腸がん・肺がん・子宮頸がん・乳がんの5つと定めているためです。前立腺がんは罹患率が高いですが、一方で死亡率がほかのがんに比べ高いことや進行が遅いこと、前立腺がん検診によってがんの死亡者を減らす効果が科学的に証明されていないことなどが、推奨すべきがん検診から除外されている要因です。このため、現在のところ、前立腺がんの検診を検診項目とすることは考えていないものです。

浅利 直志 議員

日本共産党

町長の行政運営の基本姿勢について



Q (1) 町ホームページ上の町長メッセージに係わる内容について

①誰一人孤立させない暮らしの実現に向けて、町長の課題認識と対応について

②身寄りのない一人暮らしへの支援策の強化について

③町の訪問介護事業者の現状と支援策について

④旧藤崎診療所（旧藤崎病院）の施設は改修による利活用なのか、解体・新築なのかについて

A (1) ①私の理念を具体化する4つの柱において、子育て・福祉政策として「誰一人、孤立させない暮らし」の実現を明記しており、全ての町民が支え合い、安心して暮らせる環境や相談しやすい体制づくり、切れ目のない支援の充実に努めることを訴えてきたところです。これらを実現するための拠点施設として、旧藤崎診療所において、包括的な相談支援体制の構築と強化を目指しているものであり、行財政改革部門等において、その実施に向けて検討してまいります。

②町は、関係機関や民生委員と協力して、高齢者の見守り体制を構築しており、福祉課、町社会福祉協議会、地域包括支援センターが定期的に開催しているネットワーク会議において、それぞれが把握した情報を共有し、支援が必要な場合は、その内容を協議、対応しています。独居や高齢者夫婦の場合、支援ができる親族を確認するなどして、今後の支援体制の構築に努めていますが、様々な事情により支援を受けられない方もいらっしゃるため、その際は、福祉課や関係機関が必要な手続きを支援するなど対応しています。また、認知症等により契約行為が難しい場合などは、成年後見制度も活用しているところです。今後も、関係機関等との情報共有や連携強化に努めるとともに、国の制度改正やサービスの見直しにも迅速に対応し、高齢者の見守り体制の充実に努めてまいります。

③現在、町内には5つの訪問介護事業者がありますが、令和6年度の介護報酬減額改定や物価高騰の影響により、今年の春までに1つが廃止し、1つが事業縮小しています。廃止した事業所については、利用者に対して複数回の意向確認をした上で、新たな事業所への引き継ぎや事業所の変更など、丁寧な対応を行ったと確認しています。町の支援策として、令和7年度には国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、介護や医療、子育てなどの福祉関連施設に対して20万円の支援金を交付したところです。また、国も前倒しで令和8年度に報酬改定を行い、介護職員の処遇改善のため加算の拡充を図ったところです。

④改修か新築かの議論については、使用目的、必要面積、建築及び維持管理費用等を総合的に対比し、判断してまいります。

物価高対応策について

- Q** (1) 水道料金引き下げの規模と財源内訳について
(2) 太陽光パネル（再エネ）活用の事業所支援について

A (1) 今回の水道料金等減免事業は、8月検針分から11月検針分までの4か月間、一般家庭や事業所など、5,800件余りの水道基本料金とメーター使用料について減免するものです。事業費は、水道基本料金減免分が5,100万円余り、メーター使用料減免分が390万円余りで、事業全体としては5,700万円余りとなります。財源については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を全額充当するものです。

(2) 国や県では民間事業向けの太陽光発電関連の支援事業が実施されており、県の事業用自家消費型太陽光発電設備等導入支援事業では、太陽光発電設備に最大

500万円、付帯する蓄電池に最大530万円の補助金を受けられます。また、国では太陽光発電をはじめ、多種多様な再生可能エネルギー活用の補助事業を実施しています。現在、当町独自の支援は検討していますが、国の物価高対策や県の動向を注視しながら、必要な対応を検討してまいります。

町農業について

- Q** (1) 「米価急落」が予想される中、町として県と協調し、国に対して備蓄米買入強化を要望することについて

- (2) りんご苗木支援策の現状と苗木不足対策について
(3) 農業機械助成等の対象、基準の見直しと再構築について

A (1) 全国的な主食用米の在庫過剰や需給の緩和により、早場米の概算金は、全国的に2割から4割程度下落しており、農協における主食用米の買入れ価格も下がるとの見込みがなされています。備蓄米の買入れについて、令和8年産米は計画数量である21万トンが見込まれており、町では価格の下落等の状況に応じて、県と協議の上、国に対して備蓄米の買戻しの要望を行っていくことも視野に入れながら、対応したいと考えています。

(2) 令和7年度の苗木助成事業は、申請151件、4,182本の苗木が交付され、補助金額は2,775,260円です。苗木の供給状況について販売業者に確認したところ、今冬が豪雪にならなければ、十分に生産者の希望数量を供給できるとの回答を得ており、町としては、苗木の数量不足については解消されるものと見込んでいます。今後も、苗木の安定供給に向けて供給見通しの把握に努め、県が推進している中長期的な苗木確保政策と連携を図り、苗木確保に向けた取組を進めてまいります。

(3) 本年度補正予算において「りんご共同防除組織体制強化事業費補助金」が予算化されたことに伴い、スピードスプレーや導入補助の継続・廃止について、3年後を目途に話し合いを重ねて方向性を決定したいと考えています。町と生産者団体等で双方の合意を図ることが先決であり、その理解が図られてからでなければ助成の再構築を進められない状況です。財源や対象者の選定方法等についても、今後の検討課題と認識しています。町としても、事業の継続・廃止の判断を行いつつ、使い勝手の良い農業用機械等の助成事業を構築してまいりたいと考えていますので、今しばらくお時間を頂戴することにご理解をお願い申し上げます。

青の煌めきあおもり国スポ

2026

翔ける未来へ縄文の風に乗って
第80回国民スポーツ大会



〈正式競技〉

いよいよ、なぎなた競技会が行われます！

会場：スポーツプラザ藤崎 2026.10.17(土)～19(月)

なぎなたってどういう競技？

「青の煌めきあおもり国スポ」の正式競技、なぎなた競技会が10月17日(土)から19日(月)、スポーツプラザ藤崎で開催されます。なぎなたとは平安時代に登場し、合戦で人馬をなぎ払う武器として使われました。江戸時代以降は武家の女性の武道や教養として普及し、明治以降は女子教育の一環として発展しました。なぎなたには「試合競技」「演技競技」の2つがあります。(次の写真は、全て令和7年5月24日から25日にスポーツプラザ藤崎で開催された「第66回都道府県対抗なぎなた大会」の様子です。)



試合競技は防具を身につけ、定められた部位に確実に早く打突して勝負を競います。



演技競技は防具を身につけず、指定された形を対人で行ってその技を競います。

国スポなぎなた成年女子出場選手の皆さんに 意気込みをお伺いしました！



小田 楓香 選手

日頃の稽古の成果を発揮し、仲間と自分を信じて全力で戦います！



三浦 鈴蘭 選手

どんな場面でも大将として一勝し、最後まで諦めず優勝を目指します！



齋藤 みなみ 選手

たくさんの方の応援を力に変え、恩返しできるように優勝目指して戦います！



国スポに向けて気合い十分です！

競技の観覧は無料です。皆さんの応援で会場を盛り上げましょう！



ホームページ・SNSで
国スポ情報を発信しています



藤崎町
HP

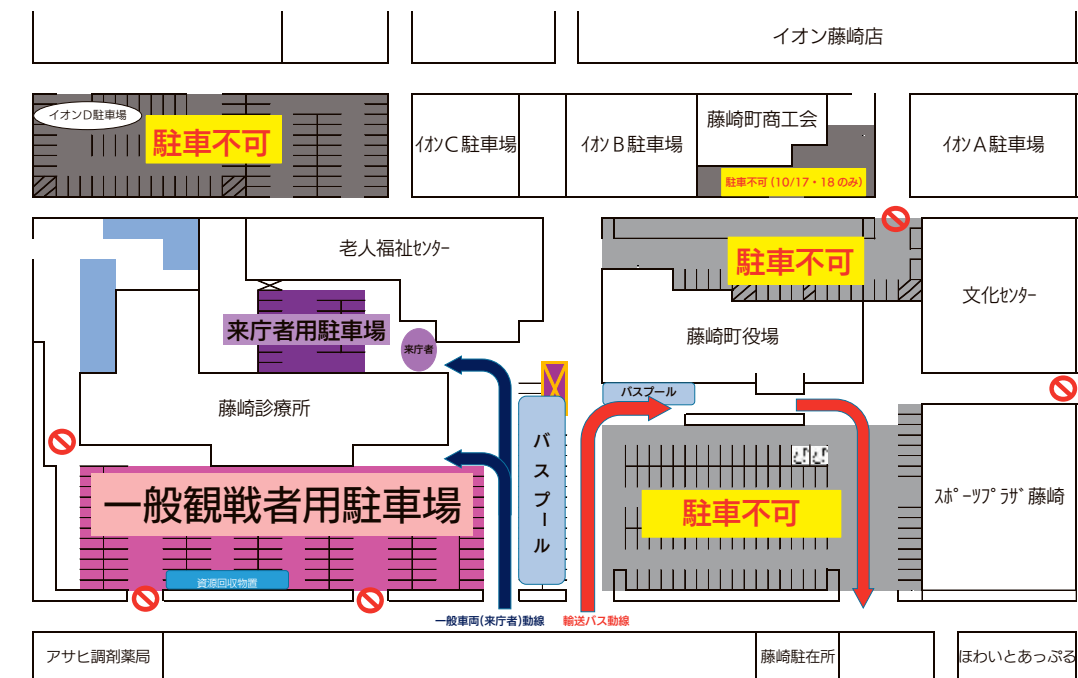


国スポ推進室
Instagram



国スポ推進室
X

■お問合せ 国民スポーツ大会推進室 ☎65-3100



【ご来場の皆様へ 駐車場利用のお願い】

1. 10月16日（金）から19日（月）の大会期間中は駐車場利用に制限があります。
2. 一般観戦者の方と役場への来庁者の方は上図の駐車場をご利用ください。
3. 競技会場周辺及び駐車場内では、係員の指示に従ってください。
4. 近隣商業施設への無断駐車はご遠慮ください。
5. 駐車場には限りがあるため駐車できない場合があります。
6. 駐車場内での盗難・事故等について、一切責任は負いません。

ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解の程よろしくをお願いいたします。

※会場準備の為、10月12日（月・祝）から20日（火）の間は駐車場利用に制限が生じます。

※一般観戦者用駐車場は100台程度しか駐車できませんのでなるべく徒歩でのご来場をお願いします。



資源回収拠点への不法投棄は犯罪です

～ルールを守って、みんなで守るきれいなまち～

資源回収拠点に、明らかにゴミとわかるものや、拠点の外に放置されたものが後を絶ちません。

写真はいずれも実際に確認された事例です。これらは不法投棄にあたり、厳しく罰せられます。

◆不法投棄は重大な犯罪です

不法投棄は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、厳しく罰せられます。

- ・個人…5年以下の懲役 又は 1,000万円以下の罰金（あるいはその両方）
- ・法人…3億円以下の罰金

◆まずは「自宅前排出」をご活用ください

自動車を使わずに出せる自宅前排出は、環境への負荷が少なく、拠点が満杯のときに出せないというリスクがありません。

※資源物が5袋以上あるときや、外出で自宅前に出せないときなどは拠点を積極的にご利用ください。

◆資源回収拠点を使う際は分別ルールを必ず守ってください

ゴミや分別が不十分なものを適切に処理するために、町の税金が使われます。

正しく分別することは、「エコ（環境にやさしい・経済的な）」な環境づくりに直結します。

- ・拠点の開放時間は午前8時15分頃から午後5時頃（1月1日除く）
- ・資源物の汚れはなるべく除去し、拠点の奥に入れるようにする
- ・拠点が満杯の時は無理に入れない（拠点の破損や資源物の飛散につながります）



■お問合せ 住民課環境係 ☎88-8169

令和8年度

藤崎町 人事行政の

運営等の状況

公表!

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び藤崎町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第6条の規定に基づき公表するものです。
※詳細は町ホームページをご覧ください。



■お問合せ 総務課人事係 ☎88-8292

1 職員の採用、退職の状況

区 分	令和7年度	令和8年度
	退職者数（人）	新採用者数（人）
一般行政職	8	9
医 療 職	0	0
技能労務職	0	1
合 計	8	10



2 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部門			区分	職員数（人）		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
				令和7年	令和8年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0		
		総 務	45	46	1	産休・育休職員の配置による	
		税 務	9	10	1	収納業務の体制強化による	
		農 水	10	10	0		
		土 木	10	10	0		
		民 生	11	11	0		
		衛 生	13	13	0		
		計	100	102	2	〈参考〉人口1万人当たり職員数72.74人	
		教 育 部 門	21	20	△1	係統合による人員整理	
	小 計	121	122	1	〈参考〉人口1万人当たり職員数87.00人		
会計部門等	公営企業等	水 道	3	2	△1	下水道業務へ人員異動	
		下 水 道	3	5	2	下水道業務の体制強化、用務員の配置	
		そ の 他	9	9	0		
		小 計	15	16	1		
合 計			136 [167]	138 [167]	2	〈参考〉人口1万人当たり職員数98.41人	

（注1）職員数は一般職に属する職員数です。（注2）[]内は、条例定数の合計です。

3 年齢別職員構成の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	10人	10人	13人	20人	17人	6人	12人	14人	22人	9人	5人	138人

（注1）職員数は一般職に属する職員数です。

4 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

●令和7年4月1日から令和12年3月31日における定員管理の数値目標

令和7年4月1日 職員数	令和12年3月31日 職員数	増減数	増減率
134人	144人	10人	7.5%

●定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要（各年4月1日現在）

部門	区分	令和6年 計画前年度	7年	8年	9年	10年	11年	計
一般行政	職員数	99	101	102	103	104	105	－
	増 減		2	1	1	1	1	6
教 育	職員数	20	21	22	22	22	22	－
	増 減		1	1	0	0	0	2
公営企業 等 会 計	職員数	15	15	16	17	17	17	－
	増 減		0	1	1	0	0	2
計	職員数	134	137	140	142	143	144	－
	増 減		3	3	2	1	1	10

（注1）計画期間は、令和7年度から令和11年度の5年間です。

（注2）増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示します。

5 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳 人口(令和7年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和6年度の人件費率
令和7年度	14,023人	9,391,498千円	299,300千円	1,244,372千円	13.2%	12.3%

6 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和7年度	121人	388,878千円	62,110千円	162,488千円	613,476千円	5,070千円

（注1）職員手当には退職手当を含んでいません。（注2）職員数は、令和7年4月1日現在の人数です。

7 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	40.9歳	320,834円	387,535円
技能労務職	55.3歳	274,067円	335,268円

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当等の諸手当を合計したものです。

8 職員の初任給の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	高校卒	大学卒
一般行政職	206,700円	237,600円

9 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和8年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	293,700円	321,500円	355,600円
	高校卒	255,500円	－	－
技能労務職	高校卒	－	－	266,300円

10 一般行政職の級別職員数の状況（令和8年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主 事	25人	24.5%
2 級	主 査	15人	14.7%
3 級	係 長	25人	24.5%
4 級	課長補佐	23人	22.5%
5 級	課 長	14人	13.7%
6 級	参 事	0人	0.0%

（注1）藤崎町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

（注2）標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

・町職員の給与・定員管理等・

11 職員の手当の状況

●退職手当（令和8年4月1日現在）

●期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額（令和7年度）	1,343千円
（令和7年度支給割合）	○期末手当 2.525月分 ○勤勉手当 2.125月分

（加算措置の状況）
職制上の段階、職務の級等による加算措置
○役職加算 5%～15%
○管理職加算 なし

（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分

（その他の加算措置）

○定年前早期特例措置：2%～45%加算
○調整額：在職中の職責等による貢献度に基づく加算
（0円～43,350円）×60か月
○退職時特別昇給：なし
（令和7年度1人当たり平均支給額：13,932千円）

●特殊勤務手当（令和8年4月1日現在）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	右記の作業に従事した職員	感染症患者若しくはその疑いのある患者の救護又は感染症菌の附着若しくはその疑いのある物件等に係る作業に従事したとき	300円／日
死体取扱手当		火葬及び行旅病死等人の死体処理作業に従事したとき	800円／体
災害応急作業等手当		豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場所において作業に従事した場合	600円／日

●その他の手当（令和8年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和7年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和7年度決算）
扶養手当	子	同		10,726千円	195,018円
	父母等				
	15歳到達後最初の4月1日から22歳到達後最初の3月31日までにある子の加算				
住居手当	借家・借間 〔12,000円以上の家賃〕 1) このうち月額23,000円以下の場合 家賃－12,000円 2) 月額23,000円を超える場合 （家賃－23,000円）×1/2＋11,000円 （支給限度額27,000円）	異なる	【支給要件】16,000円を超える家賃を払っている職員 【支給額】月額27,000円以下は家賃－16,000円、月額27,000円を超え61,000円未満は（家賃－27,000円）×1/2＋11,000円、月額61,000円以上は28,000円	4,554千円	253,000円
通勤手当	交通機関利用者＝運賃等全額支給 交通用具使用者 2km～60km＝2,000円～35,500円 60km以上＝38,700円	同		4,526千円	49,196円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 支給額：20,000円～35,000円			5,280千円	352,000円
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において在職する職員に対して支給（支給月額）	同		7,520千円	68,364円
	世帯主 扶養親族あり				
	世帯主 扶養親族なし				
	その他の職員				8,200円

12 特別職の報酬等の状況（令和8年4月1日現在）

区分	給料月額等	区分	給料月額等	区分	給料月額等
給料	町長 720,000円 副町長 582,000円	期末手当	町長 副町長 （令和7年度支給割合） 3.50月分	退職手当	町長 副町長 （算定方式） （1期の手当額）（支給時期） 給料月額×在職月数×0.455 15,724,800円 任期毎 給料月額×在職月数×0.265 7,403,040円 任期毎
報酬	議長 290,000円 副議長 251,000円 議員 240,000円				

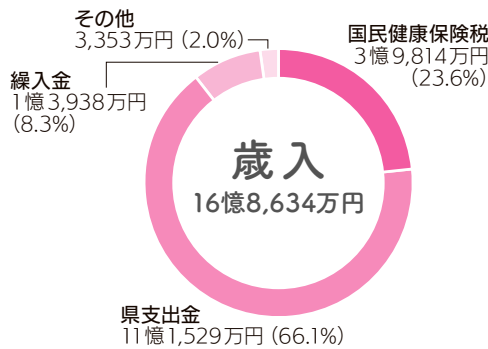
（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

国民健康保険(事業勘定)特別会計決算について

歳入・歳出の内訳について

令和7年度の国民健康保険(事業勘定)特別会計の決算額は、歳入16億8,634万円、歳出16億2,547万円、差し引き6,087万円となりました。

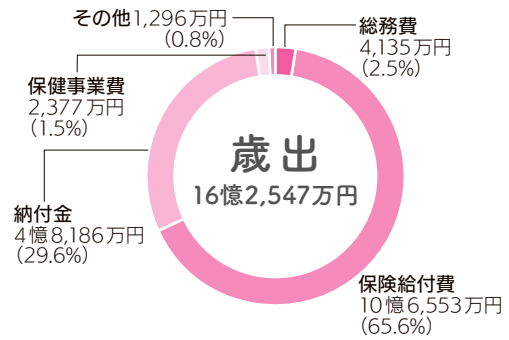
令和7年度 国民健康保険特別会計歳入



歳入の内訳は県支出金が全体の66.1%を占めており、財源の約7割を県支出金に依存している状態です。

また、皆さんから納付していただいた国民健康保険税は3億9,814万円であり、歳入全体の23.6%を占めており、県に納付する事業費納付金の大きな財源になっています。

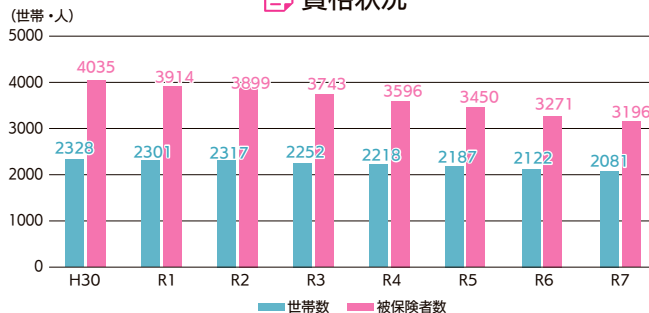
令和7年度 国民健康保険特別会計歳出



歳出の内訳は、医療費支払いとなる保険給付費10億6,553万円、県に納付する事業費納付金が4億8,186万円となっています。

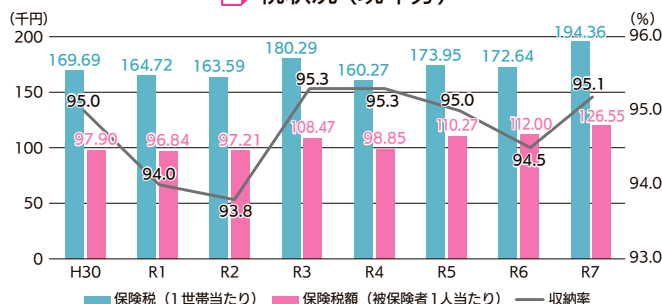
国民健康保険の状況について

資格状況



令和7年度の国民健康保険被保険者数は3,196人で町の人口1万4,023人(令和8年3月31日現在)の22.8%となっています。また、加入世帯は2,081世帯で町の世帯数6,168世帯(令和8年3月31日現在)のうち33.7%に当たる世帯が加入していますが、被保険者数及び加入世帯は年々減少しています。

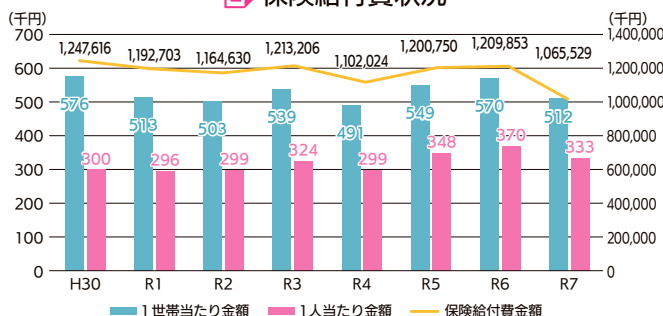
税状況(現年分)



国民健康保険税(現年分)の収納率は95.05%で昨年度の94.53%と比較して0.52%の増加となりました。



保険給付費状況



被保険者1人当たりの保険給付費は33万円、1世帯当たりは51万円となりました。

令和7年度保険給付費額は令和6年度と比較して、1億4,432万円減少しました。しかし1人当たり、1世帯当たりの保険給付費額は依然高い水準が続いています。

今後も国民健康保険財政を健全に運営するためには、被保険者一人ひとりが年1回の特定健診の受診や保健指導の活用、ジェネリック医薬品の利用を促進し、医療費の増加を抑制することが必要です。

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

～ 理由を問わず通園できます ～

●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）とは

保護者の就労条件を問わず、月 10 時間まで保育等を利用できる新たな通園制度です。全てのこどもの育ちを応援するとともに、全ての子育て家庭への支援を強化するために創設され、令和 8 年 4 月から全国の自治体で実施されています。



●対象者

利用する時点において、次の項目の全てに該当する必要があります。

- ▶年齢が 0 歳 6 か月から満 3 歳未満であること（3 歳の誕生日の前々日まで）
- ▶認可保育所、認定こども園、地域型保育所、企業主導型保育施設に在籍していないこども
※認可外保育施設（企業主導型保育施設除く）に在籍の場合は対象です。
- ※保護者の保育要件（就労状況等）は必要ありません。

●利用時間の上限 月 10 時間まで（こども 1 人あたり） ※翌月への引き継ぎはできません。

●利用基本料金 300 円（こども 1 人 1 時間あたり）

※実施する施設で設定した料金となります。

※世帯の状況により負担軽減となる場合があります。

※利用料以外におやつ代等の実費負担が別途発生する場合がありますので、利用する前に、実施施設へお問い合わせください。

●実施する施設

施設名	所在地	電話番号	利用可能時間	利用定員	実施方法
藤崎保育所	藤崎字中村井 10 番地 2	75 - 3305	平日（月～金） 午前 8 時～午後 5 時	3 人	一般型 （在園児合同型）

（注）利用定員の内訳：0 歳 1 人、1 歳 1 人、2 歳 1 人＝3 人

▶給食の提供を受けた場合は 1 食 300 円、おやつを提供を受けた場合は 1 食 300 円がそれぞれ発生します。

●利用方法

①利用認定申請

次のいずれかの方法で申請してください。

- ・こども家庭庁の「つうえんポータル」からアクセスし、その画面で「藤崎町」を選択して申請する。
- ・申請書用紙を役場住民課子育て支援係の窓口提出（申請書は窓口へ備えてあります。）

つうえん
ポータル▼



②申請の審査・認定・ログイン ID・認定証の発行

- ・町での審査終了後、保護者のメールアドレスに、アカウント発行のメールが届きます。（概ね申請から 2 週間程度を要します）パスワードを設定した後、つうえんポータルにログインすると「乳児等支援支給認定証」が閲覧できます。ログイン後、こどもの情報を入力します。
- ・申請用紙を住民課子育て支援係の窓口へ提出した場合も同様となります。

③初回の面談

認定が決まったら、こどもと一緒に、利用希望施設の面談（要予約）を受けます。

④利用の予約について

初回の面談後、「つうえんポータル」から利用予約を行ってください。実施施設が利用日時を承認すると、予約の確定メールが届きます。

⑤利用について

登園・降園の際に、施設が提示する二次元コードを利用者のスマートフォンで読み込み、登園及び降園時間を登録してください。利用料金は実施施設へお支払いください。

●その他

認定した内容等に変更が生じたり、保育所等に入所が決定した等の事由が発生した場合には、「認定変更届」や「認定消滅届」が必要となります。届出書は、つうえんポータルからダウンロードしていただくか、役場住民課子育て支援係の窓口へ備えてあります。必要事項を記入の上、役場住民課子育て支援係へ提出してください。

●利用のキャンセルをする場合について

施設で個別に定めるものを除き、キャンセルポリシーを適用します。

※キャンセルポリシーの詳細は、役場住民課子育て支援係へお問い合わせください。

●留意事項

- ・申請内容に変更があった際、実施施設の受入体制の状況によりご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。
- ・実施施設での初回面談で集団保育が著しく困難であると判断された場合は利用できないことがあります。
- ・予約は原則先着順のため、利用希望者多数の場合は希望日時に利用できないことがあります。
- ・送り迎えは時間を厳守し、保護者の方が責任をもって行ってください。なお、お預けの時間に遅れた場合でも、予約された時間分の利用料のお支払いが必要となります。また、お迎えの時間に遅れた場合は、利用料とは別に超過料金のお支払いが必要となる場合がありますのでご注意ください。

（※超過料金の詳細については、実施施設へご確認ください。）

■お問合せ 住民課子育て支援係 ☎ 88 - 8184

藤崎町行財政改革推進委員会の委員を募集します

町が設置する附属機関等の審議に住民の意見等を反映させることを通じて町政への積極的な住民参加を推進するため委員を公募します。

- ◆募集内容 藤崎町行財政改革推進委員会 一般公募委員 2名募集
- ◆業務内容 町長の諮問に応じて、社会経済情勢の変化に対応した効率的な町政の実現を推進するため、行財政改革に関する調査及び審議を行う
- ◆任期 2年
- ◆報酬 1回の委員会出席につき4,900円（年2回程度開催）
- ◆応募資格
 - ・町内に住所を有する18歳以上の方（高校生を除く）
 - ・委員として参画する意欲を有し、会議に出席できる方
 - ・町議会議員及び町職員（会計年度任用職員を含む）でない方
 - ・町の他の附属機関の公募による委員でない方
- ◆応募方法 総務課庶務係窓口又は町ホームページから応募用紙を取得し、必要事項を記入の上、提出してください。（郵送可）
- ◆応募期限 10月23日（金）まで
- ◆選考方法 提出された書類等をもとに決定します。選考結果は応募者全員にお知らせします。

■応募・お問合せ 総務課庶務係 ☎88－8292

行政・人権問題の合同相談所を開設します

暮らしにおける行政や人権問題に対する意見・苦情・困りごとや要望などをお気軽にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。

- 日時 10月21日（水）午前9時～午後3時
- 場所 藤崎老人福祉センター・常盤老人福祉センター
- 相談対応者 行政相談委員、人権擁護委員、司法書士、青森行政監視行政相談センター職員、町社会福祉協議会特別相談員（保健師）
※司法書士、町社会福祉協議会特別相談員（保健師）は藤崎会場のみ
- 相談内容 年金、登記、環境衛生、生活保護、交通事故、土地建物の売買、相続など



■お問合せ 総務課行政係 ☎88－8293

秋の火災予防運動が始まります

10月19日（月）から25日（日）までの1週間、県下一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。この季節は日増しに寒くなり、火を取り扱う機会が多くなります。暖房器具の点検はお済みですか？ちょっとした油断や火の取り扱いの不注意が火災の原因になることがあります。

ご自宅の住宅用火災警報器は正常に作動していますか？尊い命や貴重な財産を守るため、いざという時に機能するか確認してみましょう。なお、取り付けは義務ですので、まだ取り付けていない人は早めの設置をお願いします。

また、「住宅防火 いのちを守る10のポイント（4つの習慣・6つの対策）」を実行し、自分の家は自分で守るよう心掛けましょう。

●4つの習慣

- ①寝たばこは絶対にしない、させない。
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- ③コンロを使うときは火のそばを離れない。
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

●6つの対策

- ①火災の発生を防ぐために、ストーブやコンロ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- ②火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- ③火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは防災品を使用する。
- ④火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- ⑤お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

■お問合せ 弘前消防本部予防課 ☎32－5104

予防接種費用を助成します

高齢者等インフルエンザ・新型コロナ予防接種

町に住所を有し、次のいずれかに該当する方を対象にインフルエンザ・新型コロナ予防接種費用を助成します。

- ◆対象者 ①満65歳以上の方 ※65歳になる誕生日の前日から接種可能です。
②満60歳以上満65歳未満で、一定の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる機能障害を持つ方（身体障害者手帳1級程度）
※対象者には、9月中に個別に通知書を発送済です。
- ◆接種料金（自己負担） ・インフルエンザ…1,000円 } ※接種後、医療機関にお支払いください。
・新 型 コ ロ ナ…7,800円 }
※生活保護世帯の方は自己負担はありません。
- ◆接種期間 ・インフルエンザ…10月1日（木）から12月31日（木）まで
・新 型 コ ロ ナ…10月1日（木）から令和9年3月31日（水）まで

◆指定医療機関

せきばクリニック	☎75-3020	ときわ会病院	☎65-3771
樽沢医院	☎89-7711	福井診療所（インフルエンザのみ）	☎75-4021

小児インフルエンザ予防接種

小児インフルエンザ予防接種（注射又は点鼻）の費用の一部を助成します。

- ◆対象者 町に住所を有する生後6か月から小学校入学前までのお子さんと、10月1日（木）から12月31日（木）に接種した方 ※令和9年1月1日以降に接種した分は助成対象外
- ◆助成額 ・注射（2回接種） 1,000円×2回分 ※2回分まとめて申請してください。
・点鼻（1回接種） 2,000円×1回分
※せきばクリニックで実施しています。（予約制）
※町外の医療機関で接種を希望される方は、直接医療機関へお問い合わせください。
- ◆申請手続き 次のものを持参の上申請してください。
①町小児インフルエンザ予防接種費助成金交付申請書
（役場窓口又は町ホームページからダウンロードできます）
②母子健康手帳 ③領収書原本 ④振込先の通帳（保護者の通帳）
- ◆申請期限 令和9年2月26日（金）まで

■申請先・お問合せ 福祉課健康係 ☎88-8197 ※常盤出張所では申請不可

藤崎町立小中学校音楽発表会開催のお知らせ

観覧自由となっていますのでぜひご観覧ください。

- 日 時 10月29日（木）開演：午後1時30分（開場：午後1時10分）
- 場 所 町文化センター 大ホール
- 出 演 藤崎小学校4年生、藤崎中央小学校4年生、常盤小学校4年生、
藤崎中学校吹奏楽部、明徳中学校3年生

■お問合せ 町教育委員会学務課 ☎69-5010

広報ふじさき有料広告



町では、次の日程で集団健(検)診を行います。

健(検)診をまだ受診されていない方は、この機会にぜひお申し込みください。

●日 時 12月14日(月)

※受付時間等の詳細は申込後に役場から送付する通知をご確認ください。

通知文書は、健(検)診日の約1か月前に送付する予定です。

●場 所 藤崎老人福祉センター

●健(検)診内容

対 象 者	健(検)診内容	
20歳～39歳 20歳以上の生活保護受給者の方	○一般健康診査 (尿検査・血液検査・心電図検査など)	○子宮頸がん検診 (前年度未受診の方)
40歳～74歳	○特定健康診査 (尿検査・血液検査・心電図検査など) ※町国民健康保険加入者以外の方は、保険 証発行元に受診方法を確認してください。 町のがん検診は受診できます。	○がん検診： 胃がん(バリウム)、 大腸がん、肺がん、 肝炎ウイルス、 子宮頸がん検診 (前年度未受診の方)、 乳がん検診 (前年度未受診の方)
75歳以上 (受診日当日時点)	○後期高齢者健康診査 (尿検査・血液検査・心電図検査など)	

●受 診 料

一般健康診査 特定健康診査 後期高齢者健康診査	無料 (特定健康診査と後期高齢者健康診査の受診には、健康診査受 診券が必要です)
各種がん検診	胃がん(バリウム)500円、大腸がん・肺がん各250円、 肝炎ウイルス無料、子宮頸がん500円、乳がん500円 (非課税世帯・生活保護の方・70歳以上の方は無料です)

●申込期限 10月30日(金)まで

●申込方法 電話(0120-831-870)、WEB、窓口、FAX

- そ の 他
- ・40歳から74歳までの国民健康保険の方、後期高齢者医療保険の方
の健康診査受診券は、4月下旬に送付済みです。
 - ・年度末年齢75歳になる方の、後期高齢者健康診査受診券は75歳の
誕生日を迎えた月の翌月末頃送付されます。
 - ・再交付を希望する場合は、住民課国保年金係へお越しください。



▲WEB申込
はこちら

20代から30代の方！

一般健診の対象になっています！

健診を無料で受けられるチャンスです



20代から30代(昭和62年4月1日から平成19年3月31日生まれ)の方は、どなたでも町の一般健康診査を無料で受けることができます。

生活習慣病の発症や重症化を未然に防ぐためにも、今のうちから継続的に健診を受け、日頃の生活が健診結果にどのように現れているか確認しましょう。

上記の集団健診以外にも、個別の医療機関でも受けることができます。どちらの場合も福祉課健康係までお申し込みください。(上記申込方法参照)

■お問合せ 健康診査受診券に関すること 住民課国保年金係 ☎88-8179
健(検)診に関すること 福祉課健康係 ☎88-8197

福祉バス巡回休止のお知らせ

福祉バス(青色の車体)は11月2日(月)常盤地区の運行を休止します。

ご利用の方にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願いします。

■お問合せ 福祉課福祉係 ☎88-8195

女性の専門相談員（保健師兼認定心理士）が応じますので、お気軽にご相談ください。
電話での匿名相談もできます。

- **相談内容** 子育ての悩み・生活習慣・発達や言葉の遅れ・学校関係・家庭教育・いじめ・非行など
- **対象者** 幼児から高校生までの保護者等 ※相談上の秘密は厳守します。
- **会場** ふれあいずーむ館 研修室
常盤生涯学習文化会館 視聴覚室
- **相談方法** ・面接相談（相談会場にて個別相談受付）
・子育てなんでも専用ダイヤル ☎070－2021－6940
※専用ダイヤルによる相談受付は面接相談日時と同じです。

●日時等

実施日	場 所	時 間
10月17日（土）	常盤生涯学習文化会館	午後1時～午後4時
11月21日（土）	ふれあいずーむ館	
12月19日（土）	常盤生涯学習文化会館	
1月16日（土）	ふれあいずーむ館	
2月20日（土）	常盤生涯学習文化会館	
3月20日（土）	ふれあいずーむ館	



- **予約・お問合せ** 町教育委員会生涯学習課（常盤生涯学習文化会館内） ☎65－3100
※事前にご予約いただくと、お待たせせずにスムーズにご案内できます。

母子父子寡婦福祉資金の「予約貸付」について

母子・父子・寡婦家庭の方を対象に、経済的に自立して安定した生活を送るために必要な資金を無利子で貸付する「母子父子寡婦福祉資金」の予約貸付を実施します。

資金の貸付を希望する方は、事前相談が必要です。申請から貸付までには2か月以上の日数がかかりますので、お早めに電話で予約の上、相談窓口までお越しください。なお、事前相談は生活状況等をお伺いするため、1時間程度かかります。時間に余裕をもってお越しください。

●予約貸付の対象

児童等が令和9年度に進学を希望しており、経済的理由により進学させることが困難である世帯

●受付期限 12月10日（木）まで

①就学支度資金（児童等の入学に必要な入学金、制服購入等に充てるための資金）

学校等種別			限度額(円)	償還期間
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	150,000	20年以内
		自宅外通学	160,000	
	私立	自宅通学	410,000	
		自宅外通学	420,000	
高等専門学校 専修学校 (専門課程又は専攻科) 短期大学 大学、大学院	国公立	自宅通学	420,000	20年以内
		自宅外通学	430,000	
	私立	自宅通学	580,000	
		自宅外通学	590,000	
専修学校 (一般課程) 修業施設 (中学校卒)	自宅通学(所)		150,000	5年以内
	自宅外通学(所)		160,000	
	自宅通所		272,000	
修業施設 (高等学校卒)	自宅外通所		282,000	

③修業資金※月額（児童等の就職に必要な知識技能の習得費用に充てるための資金）

学校等種別	限度額(円)	償還期間
修業施設等	68,000	20年以内

②修学資金※月額（児童等の修学に必要な授業料、書籍代、交通費等に充てるための資金）

学校等種別			限度額(円)	償還期間
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	20年以内
		自宅外通学	34,500	
	私立	自宅通学	45,000	
		自宅外通学	52,500	
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	20年以内
		自宅外通学	33,750	
	私立	自宅通学	48,000	
		自宅外通学	52,500	
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	20年以内
		自宅外通学	78,000	
	私立	自宅通学	89,000	
		自宅外通学	126,500	
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	20年以内
		自宅外通学	96,500	
	私立	自宅通学	93,500	
		自宅外通学	131,000	
大学	国公立	自宅通学	71,000	20年以内
		自宅外通学	108,500	
	私立	自宅通学	108,500	
		自宅外通学	146,000	
大学院	修士課程		132,000	5年以内
	博士課程		183,000	
専修学校（一般課程）			55,000	

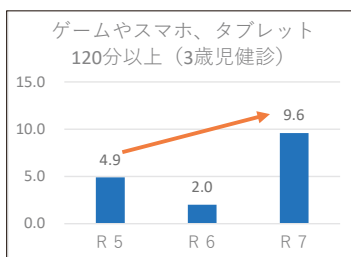
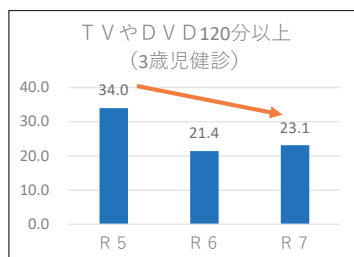
- **申込み・お問合せ** 中津福祉事務所 福祉調整課 ☎35－1622

～10月10日は目の愛護デーです👁️～

今回は目の健康について考えていきましょう。

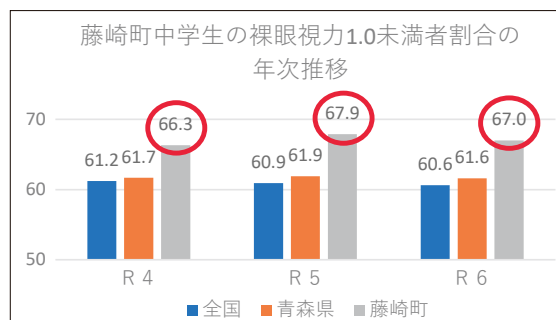
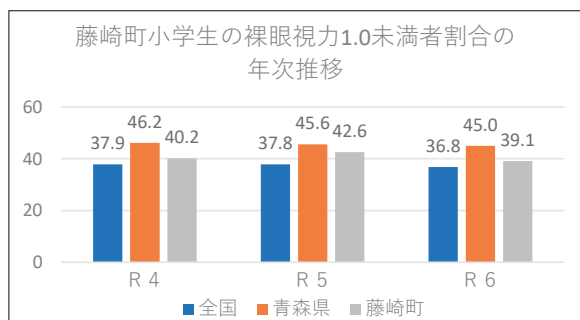
【町の現状は？】

まずは町3歳児健診でデジタルデバイスを120分以上視聴している子どもの割合です。(町調べ)



ゲームやスマホ、タブレットを120分以上視聴している子どもは年々増えています。

次に、町内の小学生・中学生の『裸眼視力1.0未満(視力低下)の割合』を見てみましょう。(裸眼視力とは、めがね等で矯正していない状態の視力のことです。)



「藤崎町 児童生徒健康状況のまとめ」より

視力低下が考えられる生徒が国や県よりも突出して多い傾向にあります。

小学生以降になると、様々なデバイスでのゲーム実施や動画視聴時間も大幅に増えることが推測されます。

👁️目の発達について

目の機能は、生まれてからの乳幼児期に、外界を見ることが視覚刺激となり発達していきます。その発達は生後3か月から1歳6か月がピークで、3歳以降では視覚刺激の感受性が低下し、おおむね6歳から8歳で視力が完成すると言われています。見え方等に異常があった場合は、視力が完成する前に治療する必要があります。



引用：公益社団法人日本眼科医会 3歳児健診視覚検査マニュアル

👁️デジタルデバイスと目の発達

令和3年度情報通信白書によると、子育て世代である20代から40代のスマートフォン普及率は約9割に達しています。子どもたちは、生まれたときからデジタルデバイスに囲まれた生活が当たり前になっています。

●デジタルデバイスによる目への3大影響



近視の進行

近いものを長時間見る
屋外での活動低下による
→高度な近視は網膜剥離や緑内障を引き起こす



ドライアイ

画面を見る際、瞬きが減ることにより起こる
→目の痛みや疲れ、充血の原因に



斜視の発症

子どもは大人に比べて、近距離で画面を見ることにより、黒目が内側に寄りやすい
→両目の視線が合いにくくなり、ピントの合わせ方も低下する

👁️デジタルデバイスは上手に活用を

日本小児科医会では、子どもとデジタルデバイスのよりよい関係を作り出すために、5つの提言をしています。

保護者と子どもでメディアを上手に利用するルールを作りましょう

2歳までは、テレビ・DVDの視聴を控えましょう

すべてのメディアを視聴する総時間を制限することが重要です。1日2時間までを目安と考えます

子ども部屋にはテレビ、DVDプレイヤー、パーソナルコンピューターを置かないようにしましょう

授乳中、食事中的テレビ・DVDの視聴はやめましょう

※ここでのメディアとはテレビ、DVD、電子ゲーム、携帯、スマートフォン、タブレット等電子映像メディア機器を指します。

ただ、学習での利用、核家族、ワンオペ育児——。現代の子育てを取り巻く環境は大きく変わっており、デジタルデバイスは欠かせないものの一つになっています。外で身体を思いっきり動かす遊びも織り交ぜながら、上手に活用していきましょう。

※引用・参考文献 公益社団法人日本眼科医会 3歳児健診視覚検査マニュアル

■お問合せ 福祉課健康係 ☎ 88-8197



国民年金保険料の育児免除制度について

育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、子を養育する国民年金第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方）について、その子が1歳になるまでの期間に係る国民年金保険料の納付を免除される制度が令和8年10月から新たに始まります。子を育てている方（実父母・養父母）は、申請することで、所得に関係なく国民年金保険料の納付が免除されます。また、納付が免除された期間は、保険料を納付したものと老齢基礎年金の受給額に反映されます。

■対象となる方

令和8年10月1日以降、1歳になるまでの子（※）を養育する国民年金第1号被保険者の実父母・養父母が対象です。子を養育する要件として以下のすべてを満たしている必要があります。（所得要件はありません）

- （1）子と身分（親子）関係が継続していること
- （2）子と同一住所であること

※法律上の親子関係がある子（実子及び養子）に加えて、特別養子縁組の監護期間にある子及び養子縁組里親に委託している要保護児童も該当します。



●実母の場合

産前産後免除期間を有する実母の場合は、産前産後免除期間に引き続く9か月間（産前産後免除期間と合わせて最大13か月間）、国民年金保険料が免除されます。（令和8年10月1日以降に限る）

（例）子の出産（予定）日が令和9年5月1日の場合、令和9年8月から令和10年4月の9か月間が育児免除期間に該当します。

育児免除イメージ図

▼出産予定日（令和9年5月1日）

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月

■ 産前産後免除期間

■ 育児免除期間

▲（令和10年5月1日）

●実父又は養父母の場合

子を養育することとなった日の属する月から、1歳になる誕生日の前月までの最大12か月間、国民年金保険料が免除されます。（令和8年10月1日以降に限る）

（例）子の出産日が令和9年5月1日の場合、令和9年5月から令和10年4月の12か月間が育児免除期間に該当します。

●制度施行前から子を養育しており、制度施行時点で1歳未満の場合

1. 実母の場合

産前産後免除期間に引き続く9か月間のうち、令和8年10月1日以降、1歳になる誕生日の前月までの国民年金保険料が免除されます。

2. 実父又は養父母の場合

令和8年10月1日以降、1歳になる誕生日の前月までの国民年金保険料が免除されます。

■請求手続き

スマホで24時間365日電子申請できます。

役場国保年金窓口や郵送でもお手続きが可能です。

電子申請はこちら▶



■お問合せ 弘前年金事務所 ☎27-1339 住民課国保年金係 ☎88-8179



後期高齢者医療被保険者の皆さまへ

1 保険料が年金から天引き（特別徴収）されている方へ

年金から徴収される保険料額は次のとおりです。

4月・6月・8月 … 本年2月と同額を徴収済（仮徴収）

10月・12月・2月 … 本年7月に決定した保険料の年額から、仮徴収した額を差し引いた残額を分割して徴収（本徴収）

※徴収額は、7月にお送りした保険料額納入通知書等でご確認ください。

■お問合せ 住民課国保年金係 ☎88-8179

2 かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち、お薬手帳は1冊にまとめましょう

いつも診察してもらう「かかりつけ医」があると、体質や持病を理解した上で助言をしてもらえたり、必要に応じて専門の医療機関を紹介してもらえるので安心です。

また、普段から何でも相談できる「かかりつけ薬局」があると、複数の医療機関の処方を確認して、飲み合わせが悪くないかをチェックしてもらえます。

複数の「お薬手帳」を持っている場合は、薬局で1冊にまとめてもらいましょう。

■お問合せ 青森県後期高齢者医療広域連合 ☎017-721-3821



21あおもり 経営支援コラム

頑張る中小企業を全力サポート!!

Vol.
14

21あおもり産業総合支援センター（青森市）では、県内の中小企業者の皆様の創業、売上拡大、経営改善、事業承継など、経営に関する様々な相談に応じています。

今回は、青森県事業承継・引継ぎ支援センターから「事業承継」について紹介します！

そもそも事業承継ってなぜ必要なの？

「事業承継」と聞くと、「会社を子どもに継がせる話」「大きな会社の話」と感じる方もいるかもしれません。しかし、事業承継は、町で長く親しまれているお店や地域の仕事を支える会社を、次の世代へつないでいくための大切な取組です。

事業承継で引き継ぐものは、建物や設備だけではありません。お客様との信頼関係、取引先とのつながり、従業員の雇用、技術やノウハウなど、長年かけて築き上げてきた会社の価値を引き継ぐことでもあります。

一方で、後継者が決まらないまま経営者が高齢となったり、病気や認知機能の低下などにより経営上の重要な判断が難しくなったりすると、事業の継続や承継の手続きに支障が生じるおそれがあります。特に、中小企業では経営者個人が会社運営の中心を担っていることが多く、事前の準備がないままでは、取引先との契約や金融機関との手続き、株式の引継ぎなどが円滑に進まなくなる場合があります。

また、後継者が見つからず廃業に至ると、長年培ってきた技術やノウハウ、地域とのつながりが失われるだけでなく、従業員の雇用や取引先にも影響が及びます。地域にとっても、身近なお店やサービスがなくなるなど、暮らしや経済活動への影響は決して小さくありません。

こうした事態を避けるためにも、事業承継は早めの準備が大切です。早めに準備することで、後継者がいる場合もない場合も、将来の選択肢を広げることができます。

「まだ先の話」と考えず、まずは自社の現状を整理してみることをおすすめします。

国が設置した相談窓口があります

青森県事業承継・引継ぎ支援センターは、国が設置する公的な相談窓口です。相談は無料で、秘密は厳守します。親族への承継、従業員への承継、第三者への引継ぎなど、状況に応じて専門の相談員がお話を伺い、中立的な立場でご相談に応じます。

5年後、10年後の会社やお店の姿を想像してみてください。事業承継は、引退が近くなってから考えるものではなく、将来に向けて少しずつ準備を進めていくべきものです。事業承継はすべての事業者が必ず直面する課題です。事業承継のことが少しでも気になったら、どうぞお気軽にお問い合わせください。

■お問合せ 青森県事業承継・引継ぎ支援センター（21あおもり産業総合支援センター内）

☎017-723-1040

メール hikitsugi@21aomori.or.jp

ホームページはこちら▶



テレビCM放送中！

広報ふじさき有料広告

60歳を過ぎても
まだ働けるかしら...

ねえねえ！
私たちと一緒に
働かない？

働くヨロコビが
ここにある。

60歳からの
助だち人生

藤崎町シルバー人材センター
☎0172-65-2056
藤崎町常盤字富田70-1



うがるの話題が盛りだくさん！

津軽広域 連合だより

中野もみじ山ライトアップ〈黒石市〉

1802年に京都から取り寄せられた楓苗を移植してから、紅葉の景勝地として知られる「中野もみじ山」。樹齢100年を超えるもみじが約130本あり、あたり一面が鮮やかな紅葉で覆われます。夜間はライトアップされ、昼間とは一味違った景色を見られます。ライトに照らされた紅葉と不動の橋は圧巻で、2023年には『『じゃらん』圧巻！夜の紅葉絶景ランキング』で1位を獲得しました。



▼日程 10月24日（土）～11月8日（日）
ライトアップは午後4時30分～午後9時

▼場所 中野神社

■お問合せ 黒石市観光課観光振興係
☎52-2111（内線647）

ふじめぐり総選挙2026〈藤崎町〉

藤崎町内の参加店舗でお買い物をし、500円以上のレシートを3店舗分集めると、豪華賞品の抽選に応募できます。賞品は、参加店舗で使える商品券10万円分から2千円分のほか、藤崎町特産品詰め合わせセットなどが合計150名様に当たります！



また、応募時にお気に入りのお店に投票していただき、藤崎町のお店No.1を決定します。

イベントの詳細は「ふじめぐり」で検索！

▼実施期間 12月13日（日）まで

■お問合せ 藤崎町経営戦略課 ☎88-8258

Check! 市町村イベントカレンダー

開催日	イベント名	問合せ先	開催日	イベント名	問合せ先
10月			11月		
～10月12日（月・祝）	スポット企画展『鎌田慧セレクションー現代の記録ー』完成記念展	弘前市立郷土文学館 ☎37-5505	11月14日（土）～11月15日（日）	第14回 ふじさき秋まつり	同実行委員会事務局（藤崎町経営戦略課） ☎88-8258
10月9日（金）～12月25日（金）	ヒカリノアゼミチ	田舎館村生涯学習課 ☎58-2111	11月14日（土）～11月15日（日）	収穫感謝祭&シクラメン市	田舎館村企画観光課 ☎58-2111
10月23日（金）～11月8日（日）	まちなかクラフト村 弘前工芸舎・秋限定企画展	弘前工芸舎運営委員会事務局（弘前こぎん研究所内） ☎32-0595	11月14日（土）～11月15日（日）	第21回文化センターフェスティバル	弘前市立中央公民館 ☎33-6561
10月25日（日）	ふじさきハロウィン2026	ふじさき食彩テラス ☎65-3660	11月14日（土）～11月15日（日）	第24回弘前・白神アップルマラソン	弘前・白神アップルマラソン実行委員会事務局 ☎88-8399
10月25日（日）、11月8日（日）	ひらかわトラックマーケット	平川市農林課 ☎55-5898	～11月中旬	板柳町ふるさとセンターりんご収穫体験	板柳町ふるさとセンター ☎72-1500
10月下旬	いかりがせき紅葉と収穫祭	一般社団法人平川市観光協会 ☎40-2231	11月21日（土）～11月22日（日）	黒石市・宮古市姉妹都市締結60周年記念「第35回黒石りんごまつり」	同実行委員会事務局（黒石市商工課内） ☎52-2111
10月下旬～11月上旬	猿賀公園紅葉まつり	一般社団法人平川市観光協会 ☎40-2231	11月下旬～令和9年2月14日（日）	ひらかわイルミネーションプロムナード	平川市商工観光課 ☎55-5732
10月30日（金）～11月8日（日）	弘前城菊と紅葉まつり	弘前市立観光館 ☎37-5501	11月29日（日）	まるごと大鰐秋の感謝祭	まるごと大鰐実行委員会（大鰐町企画観光課内） ☎55-6561
11月			～12月6日（日）	企画展3「江戸と弘前」	高岡の森弘前藩歴史館 ☎83-3110
11月7日（土）～11月8日（日）	津軽の食と産業まつり	同運営協議会事務局（弘前商工会議所内） ☎33-4111			

イベントの詳細はこちら



津軽広域連合は、弘前市・黒石市・平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村の8市町村により、要介護認定審査・障害支援区分判定審査のほか、各種ソフト事業などのさまざまな事務事業を共同で実施する特別地方公共団体です。



図

書

館

だ

よ

り

町図書館大夢
☎ 75-2288
開館時間
9:00～17:00

最新着図書 ※都合により、一部納期が遅れることがあります。

一般図書

- 世界一わかりやすい日本の農業の教科書 鈴木 宣弘/著
- ヘンポーライ往来 河治 和香/著
- 紙上法廷 衣刀 信吾/著
- アルゴリズムの査証 海堂 尊/著
- 鋼鉄のレガシー 堂場 瞬一/著
- したう 小野寺 史宜/著
- 月曜のこない部屋 城山 真一/著
- だれか、わたしを助けて エリカ・クラウス/著
- フィンランドの手編み靴下ムーミンソックス リンダ・ベルマント/編
- サラダと和えもの187 柴田書店/編
- 筋トレ解剖図鑑 坂詰 真二/著

児童図書

- トリのとちがえ 内田 麟太郎/文
- しりとりマン おおの こうへい/さく・え
- ライオンのおばけキャンプ さかとく み雪/作
- ほかでん 丸山 誠司/作
- 60秒ミステリー 黒 史郎/著
- 大人も知らないヤバい算数の話 小山 信也/監修

郷土図書

- クロニクル 青本 雪平/著
- あの頃黄色だった僕のまだまだ黄色い物語 津軽 海渡/著
- 津軽伝承料理 人寄せの料理 津軽あかつきの会/著 ほか

10月の休館日

5日(月)・13日(火)・19日(月)

26日(月)・30日(金)

※10月30日(金)は図書整理のため休館となります。
※休館日に図書を返却する場合は、正面玄関脇の返却ポストをご利用ください。

2026 第80回読書週間 10/27～11/9

標語『静かだけど、冒険中』



お知らせ

◎おはなし おはなし玉手箱
いつ 10月10日(土) 午前10時～午前11時
どこで 常盤生涯学習文化会館
おはなし ときわっ子本の会
「おどる12人のおひめさま」ほか



◎図書館事業『おはなしボックス』
いつ 10月24日(土) 午後1時30分～午後3時
どこで 常盤生涯学習文化会館 参加料 無料
おはなし

- ・ときわっ子本の会
「それほんとう?」(ストーリーテリング)ほか
- ・藤本佳代子さん
「ちいさなまちのきぼうのりんご」(えほん)
- ・わっこの会
「うりこひめとあまのじゃく」(かみしばい)

対象 幼児・児童・お話の好きな方
先着40名程度 ※事前予約が必要です。

※こどもリサイクルブックフェアも開催します♪

◎リサイクルブックフェア開催

期間 10月27日(火)～11月8日(日)
場所 ふれあいずーむ館 展示ホール
図書館で除籍となった資料・雑誌、リサイクル用図書を無償でさし上げます。※なくなり次第終了。



◎秋の映画上映会

上映作品 『RRR』～インド映画～
第95回アカデミー賞歌曲賞・
第80回ゴールデングローブ賞主題歌賞
日時 11月7日(土) 午後1時～(179分)
場所 ふれあいずーむ館 ふれあいひろば
監督・脚本 S.S.ラージャマウリ
主演 NTR Jr./ラーム・チャラン ほか
定員 50名
入場料 無料



紫柳社

川柳

新聞の占い吉でやる気出る

トミエ

雨音の調べ我家の不協和音

滝扇

便利さに付いていけずにまだここに

さち子

爆撃のニュースに慣れる恐ろしさ

波麻

ミサイル頭上を飛んで草むしり

ちよちよ

ローンカード貧乏神がつきまとい

川魚

メールより古風なあなたに筆似合う

結城

熱き茶を所望真夏日逆療法

羊川

農業経営収入保険 青色申告1年目から加入可能になります

収入保険はあらゆるリスクから農業経営を守ります。青色申告の実績期間が短縮されたことで、令和9年から青色申告をされる方であれば、令和10年1月から収入保険に加入することができます。様々なリスクの備えにぜひ収入保険にご加入ください。

■お問合せ NIOS 青森県農業共済組合ひろさき支所
☎28-5700

自動車税の減免制度のお知らせ

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育（愛護）手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方又はその方と生計を一にする方が、これらの手帳の交付を受けている方の生業、通院、通学などのために自動車を利用している場合で、その障がいの程度や自動車の使用状況などが一定の条件に該当するときには、申請により自動車税の減免を受けることができます。※軽自動車税については、役場税務課固定資産税係にお問い合わせください。

■お問合せ 中津県税事務所 納税管理課
☎32-4341

自衛官の募集について

陸上自衛隊 高等工科学校生徒（推薦試験）

- 資格 15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業（卒業見込みを含む）又は同等以上の学力を有し、中学校長等の推薦を受けられる方
- 受付期限 11月27日（金）まで
- 試験日 令和9年1月9日（土）から11日（月）までの間の指定する1日

陸上自衛隊 高等工科学校生徒（一般試験）

- 資格 15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業（卒業見込みを含む）又は同等以上の学力を有する方
- 受付期限 令和9年1月14日（木）まで
- 試験日 令和9年1月23日（土）又は24日（日）のいずれか指定する日

第3回一般曹候補生

- 資格 18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方）
- 受付期限 11月20日（金）まで
- 試験日 【Web】11月28日（土）～12月6日（日）※いずれか1日を指定されます。

第3回2等陸・海・空士（任期制自衛官）

- 資格 18歳以上33歳未満の方
- 受付期限 11月20日（金）まで
- 試験日 未定
※試験日については、決定次第お知らせします。
- お問合せ 自衛隊青森地方協力本部弘前地域事務所
☎27-3871

危険物取扱者試験事前講習会を開催します

「人・街を守る」社会に必要とされる国家資格取得試験にチャレンジしませんか。

- 日時 10月30日（金）
午前9時30分～午後4時30分
- 場所 黒石消防署2階 大会議室
（黒石市追子野木一丁目576番地）
- 対象者 乙種第4類危険物取扱者試験受験予定者
- 受講料 2,000円
※弘前地区消防防災協会加入事業所の方は無料
※テキストについて、申込時にお知らせします。
※受講料は講習日に集金します。
- 申込期限 10月21日（水）まで
- 申込み・お問合せ
消防本部予防課 ☎32-5104

黒石税務署総合窓口の 受付時間のお知らせ

総合窓口の受付時間が、原則午前9時から午後3時までになりました。受付時間外であっても、開庁時間内（午前8時30分から午後5時）に来署された場合は対応していますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いします。

税務署に電話で連絡される場合も、お急ぎの場合を除いて受付時間内のご連絡をお願いします。

総合窓口では申告・申請書等の受理、用紙の交付、納税、納税証明書の交付などを行っています。

- お問合せ 黒石税務署 ☎52-4111
※音声ガイダンスに従って「2」番を選択してください。

遺言書の作成を考えている方へ

「自筆証書遺言書保管制度」をご存じでしょうか。皆さまが作成した自筆証書遺言書を法務局に預けることができます。

法務局で保管する自筆証書遺言書保管制度の特徴は、次のとおりです。遺言書の作成を考えている方は、ぜひこの制度をご利用ください。

- ①法務局が遺言書を大切に保管しますので、遺言書の紛失や誰かに改ざんされる心配がありません。
- ②遺言書があれば自身の財産を確実にご家族等に託すことができ、相続をめぐるトラブルも未然に防止することができます。
- ③遺言者が亡くなった後に、ご自身が指定した方へ「法務局で遺言書を保管している」旨の通知を送付するサービスもありますので、誰からも遺言書の存在を気づいてもらえなかったという心配もありません。

詳細はこちら▶



- お問合せ
青森地方法務局供託課 ☎017-776-6231
青森地方法務局弘前支局 ☎26-1150

津軽広域連合 地域資源レポート 巡回写真展開催のお知らせ

圏域8市町村住民の皆さんから投稿された、津軽地域の素敵な写真やイラストを紹介する写真展を開催します。ぜひご覧ください！

- 日 時 10月6日(火)～15日(木)
午前8時～午後10時
- 場 所 イオン藤崎店1階
※観覧は無料です。 詳細はこちら▲
- ※写真展は圏域8市町村施設を巡回して開催します。
※日程詳細は津軽広域連合ホームページをご覧ください。
- お問合せ 津軽広域連合 総務課総務企画係
☎31-1201



資料館あすか 催し物のお知らせ

「桑原翠邦生誕120周年記念展示 第47回弘潤書道会臨書展 第41回弘潤“磊”書展」

- 日 時 10月16日(金)～18日(日)
午前9時30分～午後4時30分
(最終日は午後4時まで)
- 主 催 弘潤書道会

企画展「村元芳遠 水墨画の世界」

黒石市生まれ、在住。かつては「ねぶた」の世界で革新的な作風により大きな衝撃を与えた芳遠氏であるが、現在は水墨画家として筆を持ちかえ、生命力あふれる作品を生み出している。

モノトーンの中に水墨画のさまざまな技法により表現される、色彩や静寂と繊細さ・躍動感を体感してください。

- 日 時 10月23日(金)～11月1日(日)
午前9時～午後4時30分

「アーティスト仙安作品展」

- 日 時 11月7日(土)～8日(日)
午前9時～午後4時(最終日は午後3時まで)
- 主 催 アーティスト仙安

【共通事項】

- 休 館 日 月曜日
- 入 館 料 無料
- お問合せ 常盤ふるさと資料館あすか
☎65-4567



わくわく講座のお知らせ

ゆたかな生活・あじわい深い生活は健康から～じぶんの“からだ”と“くらし”をみつめてみると～

体組成測定、立ち上がりテスト、棒反応テストで、あなたの「からだ」の状態をリアルな数値で見える化します。そこから、元気な「くらし」を続けるためのヒントを見つけましょう。

- 日 時 10月27日(火)
午後1時30分～午後3時30分
- 場 所 町文化センター3階 多目的ホール

- 講 師 青森県作業療法士会 平川 裕一 氏
- 申込期限 10月20日(火)まで
窓口、電話、二次元コード
よりお申し込みください。



■申込み・お問合せ 福祉課健康係 ☎88-8197

親子で楽しもう！ハロウィン

ハロウィンの製作をしたり、お菓子をもらったり親子で楽しい時間を過ごしませんか。

- 日 時 10月28日(水) 午前10時30分～正午
- 場 所 町地域子育て支援センター(藤崎保育所内)
- 対 象 者 在宅の未就学児と保護者

■申込み・お問合せ
町地域子育て支援センター ☎75-6131



公民館講座のお知らせ

味噌作り講座

お味噌について学びながら自分でお味噌を作ってみましょう。



- 日 時 11月21日(土) 午前10時～正午
- 場 所 町文化センター2階 実習創作室
- メニュー 手作り味噌
- 講 師 加藤味噌醤油醸造元 加藤 裕人 氏
加藤 諭絵 氏

- 材 料 費 1,425円
- 持 ち 物 大きいボール(直径30cm以上が作業しやすい。あればステンレス製)、すりこぎ棒、味噌を仕込む容器(プラスチック、ホーローなどが良い。透明はダメ。約2kg仕込みます。ない方は講師より購入できます。別途500円(税込))、エプロン、三角巾、手拭きタオル、飲み物(各自水分補給をお願いします。)

- 募集定員 15名
- 申込期限 11月6日(金)まで
(材料費を添えてお申し込みください。)

お菓子作り講座

初めてでも簡単に美味しくできる！特産のりんごを使って、お菓子作りを楽しもう！

- 日 時 11月29日(日) 午前9時30分～正午
- 場 所 町文化センター2階 実習創作室
- メニュー パイシートで簡単アップルパイ
- 講 師 笑顔と恵のパン教室 La Grace
野田 恵 氏

- 材 料 費 1,000円
- 持 ち 物 エプロン、三角巾、手拭きタオル、飲み物(各自水分補給をお願いします。)

- 募集定員 15名
- 申込期限 11月20日(金)まで
(材料費を添えてお申し込みください。)

■申込み・お問合せ
町文化センター ☎75-3311
常盤生涯学習文化会館 ☎65-3100



藤崎町
ホームページ

✓CHECK✓



藤崎町観光情報サイト
ふじさんぽ

✓CHECK✓



藤崎町公式X

✓CHECK✓



11月号

健康係 カレンダー



満1歳のお誕生日を迎えたらMR（麻しん・風しん）の予防接種を受けましょう。また、すこやか健診等の日程一覧表は、町ホームページに掲載しています。

すこやか検診

11月12日(木)【1歳6か月児健診】

- 対象 令和7年3月～4月生
- 受付 個別に通知します。
- 場所 ふれあいずーむ館
- 持ち物 母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル、おむつ等外出時に必要なもの

11月26日(木)【3歳児健診】

- 対象 令和5年3月～4月生
- 受付 個別に通知します。
- 場所 ふれあいずーむ館
- 持ち物 母子手帳、子どもノート、問診票、バスタオル等

すこやか相談

11月25日(水)【母子健康相談】

個別相談 ※事前予約制

- 対象 妊産婦及び生後3か月以上の乳幼児とその保護者
- 時間 9:15～12:00
- 場所 町文化センター3階 和室
- 内容 育児や発育発達について保健師や栄養士との個別相談ができます。
- 持ち物 健診時の持ち物と同じ

子育てママサロン ※予約不要

- 対象 妊産婦及び生後3か月以上の乳幼児とその保護者
- 時間 9:30～11:00
- 場所 町文化センター3階 和室
- 内容 子育て親子同士の交流、子育ての情報交換

健康相談

11月4日(水)・18日(水)【こころの健康相談】

- 時間 9:00～12:00
- 場所 (4日) 常盤老人福祉センター
(18日) 藤崎老人福祉センター

11月6日(金)・13日(金)

【傾聴サロン おしゃべり&オレンジカフェ】

- 時間 13:00～15:00
- 場所 (6日) 藤崎老人福祉センター
(13日) 常盤老人福祉センター

町の人口と世帯数 8月31日現在

	人数/世帯数	前月比
男性	6,568人	0
女性	7,402人	-5
合計	13,970人	-5
世帯	6,172世帯	-4

10月の町税等の納期

納期限は11月2日(月)です

- ・町県民税 第3期
- ・国民健康保険税 第4期
- ・介護保険料 第4期
- ・後期高齢者医療保険料 第4期

交通事故発生状況 8月31日現在

	件数	死者数	傷者数
町内 (前年比)	18件 (+3)	0人 (0)	28人 (+10)
県内 (前年比)	1456件 (-5)	18人 (+4)	1753人 (-20)

戸籍の窓

8月提出分

※この欄に載せたくない方は、届出の時に窓口に申し出てください。

お誕生おめでとうございます ()内保護者

榊 工 藤 理 穂(大 輔) 西豊田二 安 田 紬(純 也)
矢 沢 鈴 木 晴 空(健 太) 新 町 穴 水 晶 翔(朝 輝)

お悔やみ申しあげます

緑 町 阿 部 敦 子(92) 福 島 古 川 い ね(95)
常 盤 伊 藤 と み(95) 徳 下 對 馬 京 子(73)
木挽町 野 呂 国 夫(84) 伝 馬 佐々木 恵 子(74)
西中野目 神 信 子(82) 西豊田三 福 澤 孝 夫(71)
水 木 山 内 琴 音(26) 榊 山 形 義 清(77)
新 町 白 戸 國 光(77) 吉 向 伊 藤 定 範(88)
西豊田三 長 内 強 (86) 表 町 新 谷 誠 三(85)
新 町 土 岐 憲 一(92) 福左内 横 山 つ ま(103)
柏木堰 小 野 由美子(77)



防災行政無線の放送を電話で確認できます

- 放送内容確認番号 ☎75-6371、6372
- お問合せ 総務課防災係 ☎88-8295

健(検)診を受診しましょう

- 受診期間 令和9年2月27日まで
- お問合せ 福祉課健康係 ☎88-8197



町長 コラム



農業生産に必要な肥料・農薬・燃料費等の高騰の影響により、厳しい経営環境にある農業者の経営を支援するための補助金を交付します！

- 対象者 ①藤崎町に住所を有し、令和7年分の申告において、農業における販売金額が1万円以上の生産者。(自家消費用の生産者は除く)
②補助金交付後も農業を継続している生産者。
- 対象経費 申告書等に計上されている肥料費・飼料費・農薬衛生費・諸材料費・動力光熱費の合計金額。
※補助金額に上限がございますので、詳細は折込チラシをご覧ください。

お詫びと訂正

広報ふじさき9月号において、掲載内容に誤りがありました。お詫びして訂正します。

- 4ページから5ページ「藤崎町二十歳の集い」
4ページの前田愛美さんの写真と、5ページの工藤未蘭さんの写真が誤って逆に掲載されました。
- 9ページ「ふじさき今月のわだい」
⑥第77回青森県中学校体育大会夏季大会(水泳)
(誤) 藤崎中1年 小野 紗綾さん
(正) 明徳中1年 小野 紗綾さん

関係者の皆さま、読者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

ラインメール青森を ホームゲームで応援しよう！

町ではラインメール青森フットボールクラブのホームタウンとして参加し、地域活性化への取り組みを協同で進めています。このたび、ラインメール青森が招待する2026-2027シーズンのホームゲーム招待券を限定100名の方に無料配付します。希望される方は、次のいずれかの窓口でお申し出ください。無くなり次第、終了します。

配付窓口 町総務課 又は 生涯学習課

zoom up★ 今月の表紙

9月24日、常盤小学校5年生41名が地域の皆さんと一緒に、福島徳下地区のビオトープの田んぼで、今年で12回目となる稲刈り体験を行いました。5月に自分たちで植えた稲は立派に成長。実りの秋を感じながら、一株ずつ丁寧に刈り取りました。収穫した稲は脱穀し、みんなで調理して味わう予定です。



📷 大きく育った稲をみんなで収穫！



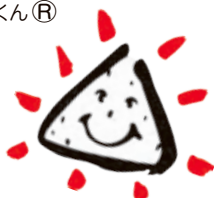
藤崎町

公式 LINE アカウント

友だち募集中



ふじ丸くん®



ジャン坊くん®



藤崎町は、令和8年10月1日から LINE 公式アカウントの

スマホで受け取って
お店で使える！

※新たに出生・転入の手続きを
された方から順次デジタルに
なります

利用範囲を拡大します。



NEW
おむつ助成券が
デジタルに！



NEW
防災情報の配信



NEW
ごみ分別チャット&
収集日のお知らせ



NEW
健診予約



NEW
移住フェア等の
お知らせ



NEW
ふるさと納税診断



NEW
スタンプラリー
(抽選で町の魅力が詰まった
豪華賞品をプレゼント)

友だち追加
こちら



詳細は町ホームページをご覧ください。



広報ふじさきに関するご意見・ご要望は、経営戦略課企画調整係までお寄せください。

●編集・発行 藤崎町経営戦略課企画調整係 〒038-3803 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目1番地

☎0172-75-3111 (代表) / ☎0172-88-8258 (企画調整係直通) / FAX 0172-75-2515 ●藤崎町HP : <https://www.town.fujisaki.lg.jp/>